
平成20年 第2回 芦屋町議会定例会会議録（第2日）

平成20年6月12日（木曜日）

議事日程（2）

平成20年6月12日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【出席議員】（12名）

1番 辻本 一夫	2番 貝掛 俊之	3番 田島 憲道	4番 小田 武人
5番 岡 夏子	6番 今井 保利	7番 川上 誠一	8番 松上 宏幸
9番 本田 哲也	11番 中西 定美	12番 室原 健剛	13番 横尾 武志

【欠席議員】（1名）

10番 益田美恵子

【欠員】（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 磨田 育生 書記 古野 嘉子

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	安高直彦	会計管理者	野口浩俊
教育長	中島幸男	総務課長	占部義和	企画課長	鶴原洋一
財政課長	鶴原光芳	建設課長	三友伸一	産業観光課長	内海猛年
税務課長	守田俊次	健康対策課長	小野義之	住民課長	入江明徳
環境福祉課長	嵐 保徳	学務課長	富永秋則	社会教育課長	本田幸代
病院事務長	小池健二	競艇施設課長	中西 学		

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま出席議員は12名で会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長 横尾 武志君

本日は一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず、7番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

おはようございます。7番、川上です。一般質問をいたします。

障がい者の「県単独公費医療費支給制度」の改定について伺います。

今回の改正により、重度障害者医療費助成では、所得制限を導入し、通院で一医療機関当たり月額500円、入院で1万円の上限の自己負担、65歳以上の無料制度の撤廃を打ち出しています。重度障がいの方方が、「自立支援法では、月1万2,000円の入浴サービスでほぼ上限に達する。1カ月に4つの病院にかかると、一医療機関500円の負担だと月に2,000円、年間2万4,000円の負担になる。障害年金と特別障害者手当を合わせて月10万そこそこの収入にどれだけの負担なのか、行政はわかっているでしょうか」と訴えていました。「県単独公費医療費制度」は、その目的を健康保持と生活の安定を図るための制度としています。そうであるなら、今回負担を強いられる障がい者は健康で生活が安定したというのでしょうか。

そこで、質問です。

第1に、この制度では特別障害者手当に準拠する所得制限を導入していますが、対象者は何人いるのか、また、町の負担はどのくらい減るのか。

2、65歳以上の重度障がい者の無料制度を撤廃したが、何人の人が受けられなくなったのか、また、町の負担は幾ら減ったのか。

3、町単独の助成を行う考えはないのか。

以上、3点を伺います。

次に、後期高齢者医療制度における65歳から74歳までの障がい者の医療について伺います。

厚生労働省は、65歳から74歳の一定の障がいのある方の後期高齢者医療制度への加入は任意であり、強制加入ではないとしています。ところが、福岡県を含む10道県は新制度加入を医療費助成の条件とし、事実上加入を強制しました。

後期高齢者医療制度に加入した場合、扶養家族だった人は新たな保険料負担を強いられます。障がいを抱えながらも働いて家族を扶養している人も、自分以外の家族が国保などに加入して保険料を支払うことになり、負担がふえる場合もあります。

県の負担を減らすために、助成制度を盾に障がい者に新たな保険料負担を強制するのは、「健康保持と生活の安定を図る」という障害者医療費助成制度の目的に真っ向から反しています。障がい者等への強制加入と負担増、差別医療の押しつけに厳しい批判の声が上がっています。

そこで、次の点を伺います。

1、後期高齢者医療制度の加入の対象となる障がい者の人数、また、加入しなかった人がいるのか。

2、県に対して医療費助成を求めるべきではないのか。

3、町の独自助成により救済する考えはあるのか。

以上3点を伺います。

第3に、特定健診・特定保健指導について伺います。

2008年度から国保、政管健保、組合健保の各医療保険には、40歳から74歳の加入者に対する特定健康診査の実施と生活習慣病予防に向けた特定保健指導が義務づけられます。これまで町が老人保健法に基づいて40歳以上の住民の基本健康診査を全額公費で行ってきました。08年からは町の基本健査は廃止され、対象を40歳から74歳までに限定した特定健診に改変されます。実施主体も町の国保にかわり、費用の町負担分は国保財政から拠出されることになります。

そこで、次の点を伺います。

1、特定健診の内容はどのようにになっているのか。

2、特定保健指導の内容はどのようにになっているのか。

3、実施目標とペナルティーはどのようにになっているのか。

4、75歳以上の後期高齢者の健診はどうなるのか。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。住民課長。

○住民課長 入江 明徳君

まず、障害者医療についてお答えします。

今回、「県単独公費医療費支給制度」が改正され、改正の主な理由としましては次の3点があります。

まず、新しい時代の要請にこたえる障害者医療制度の充実、2としまして、公平な自己負担制

度の導入、3として、限られた財源の中でのバランスのとれた制度の実現があります。

次に、改正の概要としましては、対象者は今まで身障手帳1、2級お持ちの身体障がい者、それから、IQ35以下の知的障がい者、それから、身障手帳3級かつIQ50以下の重度障がい者でしたが、今回新たに精神手帳1級お持ちの精神障がい者が対象になりました。

次に、所得制限につきましては今までありませんでしたが、今回の改正で特別障害手当に準拠する所得制限が導入されています。

また、自己負担につきましては、65歳未満の方は今まで初診料、往診料の自己負担相当額のみでした。そして、65歳以上の方には自己負担がありませんでしたが、今回の改正で年齢を問わず、通院については一医療機関当たり月額500円、入院については1日500円で、一月1万円を上限としています。

なお、低所得者につきましては1日300円、一月6,000円を上限としています。

要旨1番目の特別障害者手当に準拠する所得制限を受ける対象は何人いるかとの質問ですが、芦屋町では19名の該当者がおられます。19年度の障害者医療費が1人平均9万8,460円ですので、その半分が町の負担となりますので、19名分の93万5,000円が減額になるとと思われます。

2番目の自己負担が新たに加わる人は何人かと町の負担が幾ら減額になるかということですが、人数は203名で、金額にして約400万円です。

それと、3番目の町独自の助成を行う考えはないかとの質問ですが、障害者医療は高齢化の影響を受け、医療費の伸びが著しく、芦屋町においても、人数で14%、金額にして毎年約300万円以上の伸びを示しています。今回の改正で年齢を問わず自己負担をお願いしますが、今後も対象者がふえ、さらに高齢化が進むため、依然として高い伸びで増加が見込まれています。

以上のことから、本制度を継続可能で安定した制度にするため、65歳以上からの新たな負担をお願いするもので、今のところ町独自の制度は考えておりません。

次に、2点目の後期高齢者医療制度についてですが、まず、後期高齢者医療制度の加入対象となる障がい者の人数、また、加入しなかった人はいるかとの質問ですが、65歳以上74歳未満の老人保健への移行者の方につきましては、後期高齢者医療制度に加入する加入しないは本人の希望によって選択することができます。

芦屋町としては、本年2月に該当者に希望調査を行いました。個人個人の所得、病院に行く回数、月々の医療費、どのような保険に加入しているか等を検討していただき、本人に選択してもらっております。その結果、加入辞退される理由としては、後期高齢者医療制度に加入すると保険料が高くなる、後期高齢者保険料の方が医療費を支払うより高くなる、扶養している家族が後期高齢者医療制度に加入すると、これまで支払わなくてよかった保険料を支払う必要が生じる、

それから、原爆医療費等の他の制度により医療費の助成を受けることができる等の理由により、全体で80名のうち6名の方が加入されておりません。

続きまして、2番目の県に対し医療助成を求めるべきではないかとのご質問ですが、今申し上げました6名のうち1名が身体障害者手帳1級お持ちの方、5名の方が身体障害者3級お持ちの方です。3級の5名につきましては、後期高齢者医療制度に加入することができますが、県の重度心身障害者医療制度の受給制度を受けることはできません。現状が以上のような状況ですので、今のところ県に対する要望は考えておりません。

それから、3番目の町の独自助成の考えがあるかとのご質問ですが、後期高齢者医療制度につきましてはいろいろ批判されてる面もあるし、問題点もあります。今後、国、県広域連合の動向を見ながら芦屋町としても、これに沿って対処していきたいと考えております。

次に、3点目の特定健診・特定保健指導についてですが、まず1番目の特定健診の内容についてのご質問ですが、健診等の保健事業につきましては、「今まで老人保健法や医療保険各法に基づいて市町村、企業等によって実施されていましたが、各健診の役割分担が不明確であり、受診者に対するフォローアップが不十分である。」と指摘されています。

そこで、保険者に実施が義務づけられた理由として次の3点があります。

まず、1として、将来の医療費の削減効果が期待され、医療保険者が最も大きな恩恵を受ける。

2番目として、医療費のデータと健診、保健指導のデータを突合することができ、より効果的な方法で分析できる。

3番目として、対象者の把握が行いやすいということです。

芦屋町においても、国保の被保険者のうち、40歳から74歳までの3,150人に対し平成20年度から糖尿病等の生活習慣病に着目した健診、保健指導を行うことにしております。不適切な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣がやがて糖尿病、高脂血症、肥満等の生活習慣病の発症を招きます。このため、生活習慣を改善することにより、通院患者を減らし、重症化や合併症を抑え、入院患者を減らすことができ、生活の質の維持及び向上を図りながら医療費の伸びを抑制することが可能となるという考え方に基づいています。

平成27年までに生活習慣病の該当者予備軍を25%減らすことを目標にしています。健診可能な医療機関は、集団健診においては町立芦屋中央病院で5月から11月末までの28日間、個別健診については、県内のほとんどの病院でできます。ちなみに、町内では町立芦屋中央病院、医療法人おのむら医院、医療法人柿木医院、須子医院、聖和会クリニックです。負担金は1人当たり500円です。

次に、2番目の特定保健指導の内容ですが、具体的には特におなかの周りをはかります。腹囲で、男性は85センチ、女性は90センチ以上で、高血圧、高脂質異常と、高血糖のうち2項目

以上に該当する人については、積極的支援として保健師、管理栄養士が、まず面接を行います。

そして、メタボリックシンドロームの該当者に生活習慣と健診結果の関係の理解や生活習慣の振り返り、メタボリックシンドロームや生活習慣病に関する知識等、生活習慣改善の必要性を説明します。その後、約6カ月間の行動目標、支援計画を作成し、それに沿って主に運動の奨励、食生活の改善を行います。

また、1項目に該当する人については動機づけ支援として、同じく保健師、管理栄養士による生活習慣の見直しの必要性を説明し、行動を起こす動機づけを行います。

続きまして、3番目の実施目標とペナルティーについてですが、19年度の40歳から74歳の国保の被保険者の受診率は13.7%でした。男性では11.4%、女性では15.6%でした。平成20年度の特定健診の受診率目標値を20%、21年度は30%、22年度は40%、23年度は50%、24年度は65%に設定しております。

それと、特定保健指導の目標値は、平成20年度は20%、21年度は25%、22年度は30%、23年度は35%、24年度は45%に設定しています。

それと、メタボリックシンドローム該当者予備軍の減少率を、平成24年度に10%目標値を設定しています。この65、45、10%の目標値を設定していますが、この目標値をクリアしないと、平成25年度に後期高齢者支援金の負担金が最高10%増えます。金額については約1,800万円程度と思われます。

ただ、この目標値は国民健康保険を運営する市町村には非常に不利だということで、平成22年度に見直し用意がされています。

次に、4番目の75歳以上の後期高齢者の健診ですが、75歳以上の後期高齢者の健診については保険者である福岡県後期高齢者広域連合が実施することになっています。実施方法としましては福岡県医師会に加入し、広域連合と契約した医療機関で受診します。健診期間は、平成20年の7月下旬から平成21年3月31日まで、1人当たりの負担金は500円です。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

それでは、重度障害者医療費助成についてお伺いいたします。

答弁ではそういった対象者が1の部分では19名、そして、93万5,000円減り、2の部分では203名で400万円の負担が減ってるんですね。昨年に比べまして、この制度を導入することによって494万円多いんですね。町の負担金が減ったという、こういった事実があります。そのほかにも、この中にもありますように通院で月額500円、入院で1万円の上限を自己

負担しなければいけないという、こういったことになっておりますので、これが数は流動的であり、試算を行うということは、どのくらい上がるということはなかなか言えないと思いますけど、これによても、相当の町の持ち出し分がかなり減るということになります。といいますと、1,000万としますと、そういった財源が新たに浮くわけです。

今回町の方から乳幼児医療費助成の問題について、町が対象者の自己負担額を町単独で無料化するという、こういったことが提案されております。これについても、公費医療費制度の改正によって乳幼児医療の分に一定の財源が生まれる、それを立てた、そういった図式になってると思いますが、私はこの障害者医療についても、ぜひそういった観点から、町独自の助成制度、そういった部分を考えていただきたいというふうに思います。

この重度障害者助成の改定が行われた、これを見て、この3月に県議会で十分な審議もされず、また、当事者である障がい者団体、こういったところの声も聞かず、一方的に強行された、その後、医療費削減、財源負担を減らす、その一点に置かれています。

これに対して県の障がい者団体の方々から大きな反発が出て、県庁に座り込み、抗議が起こるという、こういった状況が今起こっています。県はこれによって持続可能で、安定的な制度の再構築、こういったことを言ってますけど、削減対象となる重度障がい者、この方にとっては本当にもう生きてはいけないという悲鳴が上がっています。この間、障害者自立支援法の施行により、06年の7月の全国調査では49.4%の方がこのままでは負担し続けられないと回答しています。

また、作業所で働くのに負担は納得できない、利用制限で本人の状態悪化が心配、負担増は厳しいが減らすと生活できない、こういった声がいずれも3割に上がってるという、こういった状況に障がい者が置かれております。

さらに、これにまた障がい者医療費助成の改悪によって、福岡県の障がい者の方には厳しい追い打ちがかけられるという、こういった状況です。先ほども言いましたように障がい者にとって医療は命をつなぐ欠かせないものです。また、重度であるがゆえに風邪や体調不良、リハビリ、透析など幾つもの医療機関で受診せざるを得ないのが現状です。

さらに、若年成人期重度障がい者、これは学齢児から64歳の方ですが、障害者自立支援法のもとで重度になればなるほど多くの自立支援にかかる利用費負担を求められています。それ以上に今回の改定で負担が強いられれば、人としての尊厳と障がい持ちながら健康に生きていくことが困難にさせられます。

そういう点から、こういった一定の財源が浮くのですから、障がい者に対する助成を行うことが必要ではないでしょうか、この点については町長の方から答弁をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

川上議員の質問の障害者医療について、③町単独助成を行う考えはないのかという項目だと思うんですが、この件につきまして、実はこれが芦屋町の方で取り組みが始めましたが、県から来たのが5月の連休明けで、時間がないというのは理由にならないかもわからないんですが、ゆっくり財政状況等々をかんがみて、まず1点が、精査する時間がなかつたと、2点目として、これは芦屋町だけの問題、これはすべて川上議員言われるよう芦屋町だけがそうではなく、福岡県内各市町村、今言われるよう一番弱者である障がい者の方、この方についてのいわゆる県の保険制度に対しての取り組みというのをどうするかという、実は郡内の町長会でもこのことが話し合ったわけではないですが、議題になりました。非常に皆さん頭を悩ませておられるわけでございますが、とりあえず今回は県の医療制度にのつとつて、この障害者医療についてはスタートをしようということは、まず皆さんのお考へございました。

それと申しますのも負担金というか、年々大体300万円ずつふえておると、この負担がですね。これは議員もご存じだと思うわけでございます。毎年300万円ずつふえていくとどうなるかということはもう自明の理でございます。芦屋町におきまして基本的に平成16年度に実施いたしました行革、各種政策の見直しがあるわけでございますが、福祉政策につきましても見直しをさせていただいておるわけでございます。

その内容は、突出した町独自の施策については郡内他町に比較して見直しをするというものでございます。議員ご指摘の障害者医療、大変重要なものであると認識しており、その福祉は充実しなければならないものと考えておりますが、今お話したように片方で苦しい台所事情があるわけでございます。

このたび、郡内のいわゆる今後の状況、進め方をかんがみて、この問題については取り組んでいかなければならぬことだと思っておるわけでございますし、町長会におきましても、引き続きこのことにつきまして単独ではなく、組織を通じて県の方に申し入れをするというように大体話はできる次第であります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

ぜひ町長会の方から、県の方にそういった障がい者の命を守るために施策を充実させるように、そういうことを要望していただきたいと思います。それと同時に、確かに言われたように町の財政が限られてる中で、すべてのことを実現させるということはできません。当然優先順位というのが出てきます。町政の役割は、命と暮らしを守り、福祉を増進させることであり、社会的弱

者を救済することです。国や県の悪政が住民生活を苦しめる中で、防波堤となって、国、県の悪政から住民の暮らしを守ることが自治体の存在意義です。ぜひ救済施策の実現を要望いたします。

続いて、後期高齢者医療制度について伺います。

先ほど町の方では一定の前から説明をして、本人に判断していただいたということで、また、未加入者が6名出られたということでなってますが、この問題については新聞等でも取り上げられてます。それで、一応こういった制度をやるのが10都道府県ということで、この中で3,418の方が加入を拒否するという、そういったことになってます。

問題は、この加入は確かに町の方も説明されたと思いますけど、福岡県においては障がい者の医療の受付については後期高齢者医療制度を選択された場合は、現在と同様、障がい者認定が受けられ、自己負担分はありません。

ただし、国民健康保険制度を選択した場合は障害者医療の認定を受けられなくなります。自己負担が発生しますという、これが基本的な今の福岡県のあり方なんですよ。これは先ほどの重度障害者医療制度の改悪によって生まれてきたものですが、福岡県とかはこういったことが基本的にになっているんです。

ですから、説明しても、基本的には後期高齢者医療制度に入る以外は負担が発生しますよという、そういった内容になってるわけです。その中で、こういった説明を受けながらもそれぞれの家庭によって条件が違いますので、芦屋町の中では6名の方が未加入になったということでございます。

一応内容を申しますと、3月までは重度障がい者になった場合、窓口負担が1割の補助があったわけです。それで、保険料支払いがなかったわけです。

ところが、4月になると、後期高齢者に加入すれば1割負担で補助金がありますということは、窓口負担はゼロになります。そして、保険料の支払いはあるということです。加入しない場合は70歳から74歳の方は2割負担を取られます。それから、加入しない場合の65歳から69歳の場合は3割負担を強いられるという、こういった内容になってるので、当然後期高齢者に加入する以外にはないということです。

でも、ほかの県は後期高齢者に加入しなくても、ちゃんと今までの重度障がい者医療制度で面倒みますよという、こういった説明があったわけです。加入されない方も選択することができたわけです。これに対して厚生労働省が後期高齢者医療制度をつくって、相当ひんしゅくを買っている厚生労働省さえ、この点には障がい者の強制加入を是正するようにという厚生労働省の方針を出してます。

これによって厚生労働省は、福岡県と広域連合と話し合いをして、こういったことでなく、選択ができるような方法にしなさいという指導をするようになっていくと思いますけど、そういう

た点ではこういったふうに最低でも選択ができるように福岡県や広域連合に対して町としても意見を上げるべきだと思いますが、そういった点ではいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 入江 明徳君

今、川上議員の言われましたことについては、芦屋としては各人に、先ほど申しましたように個人個人の年金、はっきり言いまして幾らもらわれてるかと、それで、後期に入られた場合は、今度は後期高齢者の方の保険料は所得に対してこのくらいになりますと、それに対して病院にはどのくらい行かれますかと、そのとき、後期に入られましたら1割ですよと。今までやつたら、70未満だったら窓口2割負担ができません。そうした後の金額を比較したり、また、保険はどういう保険に入ってあるのか、例えば、息子さんの扶養だったら、今まで保険料払う必要なかつた。後期に入れば1割払わにゃいけんのか、入った場合は後期の保険料が幾らですよと、個人個人で、その人の状況に応じて芦屋町としては1人当たり30分から1時間にかけて十分な説明をしたと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

それはそれで、町としての対応は評価しますが、それは全体としては、福岡県自体が相当手落ちになつてるので、福岡県では、基本的には行政管理になつてるという状況を改めなければいけないということなんですね。

それと同時に、先ほども言いましたように対象者が80名、後期高齢者医療制度に移行したわけで、もともと県がこういったことをやつたのは医療費削減、財政負担を削減するということが名目です。そうしますと、当然福岡県だけではなく、芦屋町もその恩恵をこうむって持ち出し分が減つてるという部分があると思うんです。そういう点で、先ほどと一緒にすけど、そういった持ち出し分が減つた部分を財源として、県がこれを改善しないのであれば、これを財源として町単独の助成、こういったものを検討すべきではないかと思いますけど、その点はいかがでしょうか、町長にお伺いします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今財源の1点だけについてお答えいたしますが、確かに試算では本年度そういう数字になろう

かと思います。では、じゃそういう条例をつくった場合に、先ほどお話しましたようにこれ年々増加していくわけですね。今年はいいけど、じゃ来年、じゃ3年後、4年後のことを考えたときに、じゃそれでいいのかという問題があるわけであります。やはり将来を見据えた、これで十分このことは論議していく問題だと認識しているわけであります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

そういういた現状を踏まえながら、ぜひ弱者に対する支援というのを町としても考えていただきたいと思います。後期高齢者医療制度につきましては、いろいろ問題点も浮かんでますが、今度新たに病院に入院する高齢者が75歳の誕生日を迎えると、その月の医療費が国保の請求と後期高齢者保険の請求によって2倍になるという、こういったことが新たに出てます。これに対して軽減対策は何かというと、制度上、こういったことの対応策がないというのが今の状況ということで、高齢者に負担が新たに生じるということもわかつてます。

今度の後期高齢者医療制度の導入で、老いも若きも負担増を強いられ、保険料は天引きされ、天井知らずに値上げされる。滞納すると保険証を取り上げられ、包括払い医療が制限される。高齢者を病院から追い出すための後期高齢者退院調整加算、終末期と診断されたら、延命治療はむだとばかりの後期高齢者終末期相談支援料、住民の声が届かない広域連合、次々と問題が出ています。お金を取って早く死ねと迫る、これほどひどいば捨て山制度はありません。問題だけのこの制度は中止・撤回しかないことを述べて、この質問を終わります。

続きまして、特定健診の問題について伺います。

課長の方から今特定健診の説明、また、なぜこういった特定健診を導入したかというふうな説明がるるございましたが、簡単に言えば、先ほど課長も言いましたように医療費削減、これが、まず第一目標であるということです。

この特定健診、メタボリックシンドロームの予防、改善という点では、いろんな問題点があるというふうに思います。

まず、1つは、健診、保健指導の実施責任が今までの自治体の責任から保険者になることにより、国の責任とされている公衆衛生の向上及び増進、これが投げ捨てられるということです。

第2点目に、健康自己責任論の立場から、国民の保健予防、健康増進を図ろうとしてること、疾病の発生には栄養は貧困、労働条件、作業環境、社会環境が関与し、生活習慣の改善を困難にしています。疾病にはこうした個人を超えたさまざまな要因が関与しています。ところが、特定健診では生活習慣のみが問題とされることになってます。

第3点目に、生活習慣病であるということにより、社会的な排除につながる可能性があるということです。後期高齢者保険制度の拠出金が健診、保健指導の結果によって決定されることにより、保険者は成果を上げざるを得ず、不健康人は非国民と言われかねません。

これはこの7月並びに11月発行の「サンデー毎日」のほうに、例えば、ペナルティーをかけるために、神奈川県の技術系メーカーが再雇用の条件として肥満でないという項目を出したとか、中堅機械メーカーがメタボ体形の人の採用を見送る方針を検討中とか、そういったふうにメタボの方については社会的な排除が行われるという、そういったようなことも出てます。

また、4番目としまして、公衆衛生無料の原則を崩し、保健予防の市場化が進められていることです。保健指導や健診にフィットネスクラブなど民間のヘルスケアの参入が図られています。こういったことになりますと、経済格差が健康格差になるおそれがあるということです。

ほかにもメタボリック症候群については、腹囲測定値には科学的根拠があるのかという異論も出されるという、こういった中で、これが行われてるという、まさに健診の目的がこれまでの早期発見、早期治療から、医療費抑制のための早期抽出、早期指導に変わるという、こういった問題です。実際の問題としまして私のところにも特定健康診査受診券というのが来ました。これによりますと、基本項目として負担額が500円というふうになっておりますが、従来の基本健診のときには負担額はどうなってたんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 入江 明徳君

500円いただきしております。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

変わらないということですが、それでは、65歳から74歳の方、それから、住民税非課税の方、こういった方の負担金はどうなるのですか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 入江 明徳君

今まで健診対策課の方で健診していたものですので、ちょっと今のところ手元に資料がありませんので、後でお答えしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

負担がどうなっていくかによっては、健診率の向上の問題にもかかわりますので、後でぜひ教えてください。

それと、この内容を見ますと、詳細項目として貧血、心電図、眼底となってますよね。これは今までの基本健診の中では必須項目となってたと思いますけど、今回は外されたということですか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 入江 明徳君

最初は、いろんな形でそれまで入っておりましたけれど、その必要のある方については、その3項目について健診した後に、また改めて健診をして、そこまで詳しく検査してもらうという項目で、基本健診には入っておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

今までの健診の中ではこれはしてましたよね。新しくなって、これはしなくて、うちが認めた場合にはこれについてもやるという、そういう方向に変わってると思いますけど、ただ、これについても今度は500円とは別個に負担料というのが強いられてくるんじゃないですか、3項目によれば。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 入江 明徳君

その3項目については、改めて健診するに当たっては自己負担はいただけません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

はい、わかりました。それにしても、当初は基本健診のときにはこれも入って、こういったことによって、例えば、心電図でしたら心臓病、それから、貧血、それから、尿酸もありますけど、尿酸なんかは痛風の早期発見、そういうことがわかつてたんですけど、これによって早期発見という観点から後退したんじゃないかという、そういう点では今までのようなこういったこと

も含めた検査も町としては考えるべきではないかと思いますので、これは財政の問題も出てきますので、ぜひそういったところも検討していただきたいというふうに思います。

それと、次の保健指導の内容につきまして出ましたがそういういた積極的支援ということで、今後、医師、保健師または管理栄養士の面接、指導、こういったことの中でいろんな行動計画が立てられるということですが、そういう点では管理栄養士の配置が不可欠となります。今度の町長の施政方針の中で、「管理栄養士を配置し、食生活の改善指導や生活習慣病予防に取り組む」としていますが、栄養士の配置はどのように考えておりますか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 入江 明徳君

今年4月より特定健診、特定保健指導が始まりましたので、このために管理栄養士1名と保健師1名を臨時の形ですが、採用しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

それは、今までから見れば相当保健の部分では前進してきているというふうに思います。平成19年の時点では郡内で見ましても、栄養士は中間市と岡垣町に1人配置されるだけで、芦屋などほかの町には配置されてない。県内を見ましても、全体で32名ということでしたので、これは芦屋町1名配置されるということは大変前進することだと思いますけど、平成24年の特定保健指導の目標値は、先ほどのお話は実施率45%、それから、実施者数150人というふうになつておりますが、こういった実施者数150人というのを1人の管理栄養士で賄えるというふうに考えられるんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 入江 明徳君

今年から健診して保健指導するので、今までが健診者が13.7%ということで受診率が非常に低うございます。24年までには65%まで持っていきたいと思っております。それに当たって、まず最初、先ほど申しました保健師1名と管理栄養士1名で考えるとんんですけど、当然マンパワーが足らなくなります。だから、2年、3年先にはある程度の人数を保健師なり、管理栄養士を採用しなくてはいけないかなとは思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

ぜひ十分な体制をとっていただきたいと思います。

それと、先ほど健診率が、受診率13.数%と大変低いということを言われておりましたが、遠賀郡内を見ましても、これは基本健診のときより相当30代の方も入ってると思いますが、遠賀郡内でも芦屋町は平成17年の時点で17.45%、遠賀町では46.79%ということで、他の水巻も20%台、岡垣も約30%台、芦屋と中間市は19%、17%ということで、芦屋は郡内で一番最低な状況になります。

この健診率を、先ほどのペナルティーの問題では65%まで引き揚げるということなんです。こういったことで、大変な努力が要ると思いますが、この向上のための具体策はどのように考えておりますか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 入江 明徳君

今、広報、あるいはホームページはもちろんですが、出前講座、あるいは商工会、漁業組合、JA等にいろんな団体に声をかけて、ぜひ健診を受けていただきたいというPRなり、お願いをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

国の目標値というのは大変高いもので、ほかにも先ほど言いましたように特定保健指導の実施率が45%、メタボリックシンドロームの減少率が10%ということで、この3つをクリアしなければいけないということで、なかなか大変な神わざ的な数字ではないかなと私は思いますけど、ぜひ健康増進していくという点でも受診率を上げることが必要ですので、努力をしていただきたいというふうに思います。

それで、このペナルティーによって、先ほど言いましたように達成率が低いと後期高齢者医療制度に対する支援金を10%上乗せするということで、芦屋町では千数百万円、1,800万円ということですが、1,800万円にさらに上乗せされるということになります。こういうふうになったときに国民健康保険料にはね返るのではないかと思います。

また、この保険自体を基本健診から特定健診に変えた時点において、町の保健事業から国保会

計への事業になるということで、そういう事態で、今まで町がお金を一般会計から支出したのが国保会計から支出されるということで、その分だけが国保の財源が減ってきます。そういった点では、その分をまた国保で値上げしなきやいけないという、こういったふうに国保の値上げが必ず行われるというような仕組みになってますが、そういった点では国保会計への影響というのはどのように考えてますか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 入江 明徳君

19年度は国保会計じゃなくて一般会計で健診を行っておりますので、その金額についてはちょっと今手元に資料がありませんので、申し訳ありません。

ただ、20年度の特定健診業務委託料ということで350万ぐらい出ております。このうちの国の補助が3分の1の116万5,000円、県が116万5,000円で、町の経費としては116万5,000円、新たに国保会計から必要になったということです。

ただ、この必要ですけど、医療費が当然この健診によって下がれば効果は十分にあると思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

当然医療費が下がれば、その分だけなくなるんでしょうけど、でも、診断を、健診を受けて終わりだったら、そこにかかりますし、それには一定のスパンがあると思いますので、そういった点ではこの5年間に關して言えば、相当国保に対する影響が深くなると思いますし、また、先ほど言いましたように特定健診率を65%に上げると、今10数%を65%に上げるということで、これ自体においても健診費用自体が膨らんできます。

そういった中で、それも今度の制度では国と県が3分の1ずつ、そして、町村で利用者負担と町の国保の負担で3分の1ということになりますので、当然これもふえてきます。そうすれば、当然国保は赤字になって、国保の値上げ、そういった部分を考えないといけないというふうになってくると思うんです。

その点で、先ほど言いましたように今まで町の健診でできたものを国保でしたんですから、町の健診から出していたお金、それが出なくてよくなつたというのがこの健診です。ですから、その健診費用の分を国保会計に繰り入れして、国保の値上げに対する抑制に使うという、そういったふうな考え方をお持ちではないでしょうか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 入江 明徳君

特に、今回メタボリックシンドロームについての予防をしようということなんですが、特に今、去年1年間かかって実施計画をつくった中で、特徴的なものをちょっと一つ申しますと、人工透析にかかる費用というのが非常に多いんです。一月大体50万ぐらい1人当たりかかっておりまます。年間で大体600万。

ただ、これが人工透析になるに当たっては、糖尿病から発生して人工透析になるということです。

だから、まず糖尿病の段階で予防していくと、この人工透析まで行く必要がなくなつて、ある程度大きな金額が国保会計にメリットがあるのではないかという気もしております。

ただ、1年間健診して、その後、保健師、栄養士が生活習慣病の運動とか、食生活の改善を行なうんですが、それによってどのくらい医療費が下がるとか、してみないとちょっとわかりませんが、一般会計から今6,000万近くいただいているので、健診費用の分は幾らかかっているかわかりませんけど、そのまままた国保会計に入れるという考えは今のところ持っておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

健診によって医療費が削減されるということは、それはそれでいいと思うんです。

ただ、問題は今まで保健ということで、町から出していたお金が出さなくてよくなつたんだから、その分を国保に入れて、今後この問題だけではなくて、後期高齢者の関係からも国保がどんどん膨らんでいって、国保料金を上げなければいけないということは、必至なことになってるので、それに対する抑制策として、今まで出していた部分を入れるということは、新たな財源を持ってくるわけではないですから、できるのではないですかという、そういったことを考えてくださいということを申しております。

それと、ちょっと保健のことで聞き忘れましたけど、町の計画の中で、特定健診、特定保健指導の計画の通知と保存というのがあります、この中で、個人情報の保護対策という問題も含まれてますね。そういう点では、こういったデータが普通の民間企業への委託とか、そういう点参入をされて出回るという、そういうことに対する懸念があると思いますけど、そういう点では、芦屋町においてはこういった民間委託、そういう部分はどのように考えてますか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 入江 明徳君

一応民間委託は考えておりません。

それと、この規定の中で守秘義務規定がありまして、罰則規定が珍しくついております。これにつきまして、もし職務上知り得た秘密を漏らしたときには1年以上の懲役または100万円以下の罰金に処するということがはつきりありますので、この法律に沿っていきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

ぜひ民間委託とか、そういうものではなくて、公的な機関がちゃんと管理して、個人情報を守るという、そういう立場でこの事業を進めていただきたいと思います。

それと、町の広報で、「特定健診、特定保健指導がスタートします。40歳を超えたたら毎年受診」という、こういったものが入ってましたけど、この中で、被保険者以外の被用者保険の被扶養者の特定健診、保健指導という点では受けられませんという、そういう方が今まで受けられませんというふうに書いてあったと思いますが、こういったことをちゃんと周知が、これは書いてますけど、これだけで周知が徹底されてますか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 入江 明徳君

今まで主に広報なんですが、それとこの計画自体についてはホームページに載せるような形にしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

ぜひ今までこういった被扶養者の方は町の健診で受けられたのが、今度は保険者が変わることになりますので、受けられないということになりますので、ぜひそこら辺の周知を徹底していただきたいなど、できればこれは場合によっては国保でもできるというような法律になつてますので、いつでもできるならやって、町民の住民の健診を上げていくという点ではそういった特例もあるみたいなので、町でもやれるんならぜひやっていただきたいというふうに思います。

それと最後に、資格証明書の問題です。国保で資格証明書が発行されている場合のこういった健診はどのようになるんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 入江 明徳君

この健診と国保資格証明書というのは別なものですので、健診は資格証明書を持ってるから受けられないということはありません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

この資格証明書があっても受けられるというのは、それは大変結構なことです。私が調べたところでは資格証明書の発行されている人がこの健診を受けられないということになってて、受ける場合は実費で受けるという、これはそれぞれ県とかによって違ってくるかわかりませんけど、そういういたところもあるということなので、実費というふうになれば、これは今の500円が数万円になるということでございますので、当然国保の資格証明書が発行される方がこういった健診、お金を払って健診受けられるわけがないので、そういう点を危惧したんですけど、芦屋町としては資格証明書が発行されている方もこの健診が受けられるという、そういう答弁なら、今後もぜひ実行していただきたいというふうに思います。

それと、あと広域連合の審査は努力義務ということで、お答えがなかったので、基本的には広域連合は健診が努力義務というふうになってるんですね。今まで公的にしなければならないというのが、今度は努力義務でしてもよろしいですという、そういうことになってますので、そういういた点では住民に対する健診の努力が一步後退したというふうに思います。これはなぜ後退したのかということを聞きますと、舛添厚生労働相は、「生活習慣病の改善がまず困難である。」ということ、「75歳以上の人は、健診で予防効果がどこまであるか疑問である。」ということ、それと、「本人の残存能力をいかに維持するかという視点が必要だ。」というふうに答弁されました。

こういったことに対して高齢者は残存能力だけで生きているのかという、そういう怒りの声も出ましたし、また、厚生労働省自体が対象者を絞り込むということで、血圧を下げる薬、インシュリン注射、または血糖値を下げる薬、コレステロールを下げる薬、こういった薬を服用されている方は対象から外すようにという、こういったふうなことを指示しています。今までの基本健診ではすべての高齢者が対象とされていましたが、まさにこれは住民の健康より費用削減を優

先するだけです。こういったことが早期発見、早期予防に逆行するこの健診の縮小こそ患者の重症化を招き、医療費膨脹の原因となるということです。

そういう点で、芦屋町としましても、この特定健診も重大ですが、医療費削減という立場ではなく、早期発見、早期治療、そういったことが十分できるように健診体制をとっていただきたいということを申しまして、私の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で川上議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

ただいまより5分間休憩いたします。11時5分から再開いたします。

午前10時56分休憩

午前11時05分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

次に、5番、岡議員の一般質問を許します。岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

おはようございます。5番、岡夏子、一般質問を行います。

まず、芦屋港湾区域内にあります防砂堤とその周辺の海浜の飛砂対策についてお尋ねいたします。

1番目に、芦屋海浜公園内や周辺住民への飛砂の現状や対策をお尋ねいたします。

2番目に、福岡県主催の里浜づくり検討会、ワークショップと言っておりましたが、そのワークショップが終了いたしましたが、今後の取り組みはどうなっているのか、お尋ねいたします。

3番目に、芦屋港湾区域内の防砂堤建設は終了いたしましたが、手前側の堤にはかなりの砂が堆積しております。湾内の流入はないのか、現状をどのように町は認識されているのか、お尋ねいたします。

2番目に、町の観光振興についてお尋ねいたします。

1番目、観光まちづくりビジョンの進捗状況をお尋ねいたします。

2番目に、行政や商工会、観光協会との観光振興に関する連携はどうなっているのか、お尋ねいたします。

3番目に、町民参画の観光資源の発掘や観光ボランティアの育成及び漁業、農業、商業などの「地域連携」による観光のオールシーズン化を図り、地域経済の波及効果を上げていくことが町

の自立や活性化につながると思いますが、町長に見解をお尋ねいたします。

最後に、交際費について、まず、町のホームページで交際費を公表しておりますが、近隣市町では議会交際費も同様に公表しています。積極的な公表の観点からももっと検索しやすくて、議会交際費も掲載されるよう要望いたしますが、いかがでしょうか。

最後に、昨年度、平成19年度、1年間の町交際費について、53件のうち43件、計算しますと80%、8割になりますが、それがその43件が「その他」というふうな区分になっております。交際費は、まず渉外費ということからも定義を明記し、支出基準を明確にして、もっと透明性の高いものにすべきだと思いますが、これについても町長の見解をお尋ねします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 内海 猛年君

それでは、件名、防波堤と海浜の飛砂対策について、要旨1、芦屋海浜公園内や周辺住民への飛砂の現状や対策を尋ねるという点につきましてお答えいたします。

海浜公園は約14万2,000平方メートルの面積を有しております。そのうち約7万平方メートルが財務省からの無償貸与を受け、また、4万2,000平方メートルは国土交通省からの海岸保全区域占用承認を受けております。残りの約3万平方メートルが町の町有地となっております。

このような広大な敷地には冬場に、特に北風の影響で飛砂の影響が出ております。飛砂の状況といいたしましては、特に遊歩道の周辺に毎年、海岸線から約4,000立米の砂が堆積する状況であります。

また、これによります地域住民への影響という点につきましては、過去に飛砂についての調査をした経緯はございません。しかし、地域住民からの声を聞きますと、港湾内からの飛砂によって駐車しています車等に飛砂の影響が出ているようにお話を聞いております。

こういう中で、国土交通省と海岸保全区域の占用をしております、特に海岸線側といいますか、このエリアにつきましては飛砂の影響が著しいということから、昭和63年11月8日に県と町とで芦屋町海岸遊歩道管理委託契約及びその対策としての芦屋海岸遊歩道の飛砂対策に関する覚書を締結いたしております。この覚書の中で、当該管理委託施設の機能回復のための飛砂除去については、当面県が実施することになっております。そのようなことから、この63年から14年度までは遊歩道の砂除去を県費によって実施しておりました。

しかし、県の方からこの文言にあります当面県が実施するという意味合いのものがもう既に15年を経過していると、だから、当面の期間が十分に長いのではなかろうかというような申し

出がありまして、芦屋町とで協議いたしまして遊歩道の砂除去を県は中止いたしております。

芦屋町といたしましても、海浜公園内に堆積した砂を放置することについては、海水浴場やレジャーポール等の観光事業に支障を来すということから、15年度より遊歩道の砂除去は町費によって行い、飛砂の原因となっております護岸の砂については県の予算にて除去されております。

また、周辺住民に対しても砂対策は特段の講じておりませんけれども、今後は、里浜づくりのワークショップの合意形成案ができておりますので、これを尊重しながら真摯に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

要旨2でございます。

県主催の里浜づくり終了後の取り組みはいかがかというご質問でございます。先ほどの答弁でもございましたが、飛砂の対策、いわゆる砂の対策、それから、景観などに配慮しつつ、そういう意味合いも含めて開催されました地域の皆さんによる里浜づくりワークショップにつきましては、平成18年度、それから、平成19年度の2カ年にわたり行われ、平成20年3月にまとめられております。本町といたしましては、ワークショップのまとめは尊重すべきであると考えております。

また、海岸整備の工事等の事業主体である県としては当該ワークショップでまとめ上げられた成果物を尊重し、事業採択に向け、芦屋町とともに具体化していくため、進めていこうとするスタンスがございます。

本町は、飛砂による周辺住民の皆さんの問題、それから、海浜公園、レジャーポール、これにつきましては毎年砂の除去費用をかけていることなどの問題がございまして、この課題を解決することは有意義なものだと考えております。

なお、県との調整窓口については私ども企画課ということになっておりまして、今後につきましては県土木事務所と協議を行い、かつ担当でございます産業観光課とも調整をしながら、課題解決に向け事業実施について具体化していくよう進めていくことといたします。

なお、県とは協議の進め方などについて4月末、それから、5月初めに協議調整を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

建設課長。

○建設課長 三友 伸一君

③につきまして、建設課からお答えさせていただきます。

港湾内の防砂堤の建設が終了したが、手前側の堤にはかなりの砂が堆積しているが、湾内の流入はないのか、また、この現状をどのように認識しているかというお尋ねでございます。このことは現地確認をさせていただきました。防砂堤の完了により新たな砂浜ができております。その飛砂で港湾内に流入があるといふ箇所もあると思われ、港湾管理者であります県に対してその趣旨を伝えております。港湾管理の担当に対して、昨年も同様に防砂堤の航路付近、また、船だまりが浅くなっているといふ一般質問での情報をいただいております。このような内容を含めまして港湾担当へ一般質問の趣旨を伝えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

産業観光課長。

○産業観光課長 内海 猛年君

続いて、観光振興について、要旨1、観光まちづくりビジョンの進捗状況を尋ねるという点についてお答えいたします。

観光まちづくりビジョンは、学識経験者や地域の団体、関係者等で組織された芦屋町観光まちづくりビジョン策定委員会により、16年3月に策定されております。この観光まちづくりビジョンには、10の基本テーマとそのテーマに基づく38の各種プロジェクトの取り組みが示されております。

各種プロジェクトの主な事業主体といたしましては、行政、観光協会、商工会、農業、水産業などの関係団体となっておりますが、担当課といたしましては、現段階でこの38のプロジェクトすべてに取り組むという考えは今のところ持っておりません。関係団体と協議しながら、まちづくりビジョンに示された内容を検討し、できるものから実施していきたいと考えております。

ご質問の観光まちづくりビジョンの進捗状況につきましては、まずこのビジョンに示されております芦屋町らしさを感じるイベント及びプロジェクトということで、有志の方や関係機関がネットワークをつくり、元気なまちづくりに寄与することを目的として、昨年発足いたしました「あしや盛りあげ隊」によります「あしや夜市」の事業や今年6月7日、8日に観光協会主催で開催されました水産祭り「あしや来てん祭」の事業などが実施されております。地元農産物や水産物の販売を初め、商業者の出店など民間主導型での活気あふれるまちづくり事業として町内外より多くの来訪者を得ている状況でございます。

次に、芦屋町観光協会の活性化プロジェクトにつきましては、観光協会の理事によります活性化委員会が立ち上げられ、平成18年3月観光協会会长あてへ理事より芦屋町観光協会活性化の

ための答申がなされております。

最後に、まちの駅による個性あふれる情報発信プロジェクトといたしまして、芦屋まちの駅の取り組みが平成16年11月から平成18年6月までの社会実験を終えまして、現在、観光協会が事務局となり、町内18カ所にまちの駅が設置されております。

まちの駅の設置目的であります町の情報発信拠点として町のイベントや催し物、加盟店の情報などを各駅の駅長が共有し、訪れたお客様に提供するため、定期的に駅長会議を開催し、おもてなしのまちづくりのための事業を推進することとなっております。

以上が現在までの観光まちづくりビジョンにおきます進捗状況であります。担当課といたしましても、先ほど言いましたように関係団体との協議を進め、より実効性のあるものから取り組んでまいりたいと思っております。

次に、要旨2点目の行政、商工会、観光協会との連携はどうなっているかというご質問にお答えいたします。

観光まちづくりを推進する上では、観光まちづくりビジョンに示されています主な事業主体としての行政、観光協会、商工会の連携、役割は大変重要であろうと認識しております。お互いが情報の共有化を図り、芦屋町の現状を的確にとらえ、観光まちづくりのための課題解決を図っていくことが必要であろうと思っております。

そのために、20年3月に観光まちづくりビジョンを活用したまちづくりを推進するために行政、観光協会、商工会のメンバー等で、仮称ではありますが、まちづくり委員会を立ち上げております。今後はこのまちづくり委員会において観光まちづくりビジョンを基本とし、長期的な展望に立ったまちづくりに向けての検討を行うことといたしております。

また、一定の時期には農業者や漁業関係者など一般町民の参加をいただいての検討委員会にしたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

観光振興についての3項目め、町民参画の観光資源の発掘や観光ボランティアの育成及び漁業、農業、商業などの「地域連携」による観光のオールシーズン化を図り、地域経済の波及効果を上げていくことが町の自立や活性化につながると思うがというご質問で、町長の見解をお尋ねしたいということでございますので、お答えさせていただきます。

今までの芦屋町における観光振興の視点というのは、ご存じのように海を代表とする自然景観と砂浜の美術展を代表とする各種イベントを催すことに特化されていた傾向があるわけでありま

す。

一方で、古くから当町では港町、海辺の町として栄えてきたわけですが、近隣の地域にはない歴史、文化を築き、芦屋釜の里、歴史の里、はねぞ踊り等々数多くの資源が町の中に点在しておるわけでございます。これらを求めて毎年近隣よりたくさんの方がおいでいただいておるわけであります。観光ボランティアなどの道案内を含め、観光としての視点に立ったおもてなしの環境が整ってないというのが現状であるわけであります。みずからの町に混在する自然、歴史、文化などの資源にも再発見することが観光まちづくりのきっかけとなりますし、町民がふるさとの意識を深め、生きがいを深めることが町の活性化につながるものと考えております。

これから芦屋町の観光振興といたしましては、住民協働の中で観光資源の掘り起こしと活用を進め、小さくとも魅力ある観光資源、一つ一つをつないで、それが観光、それから、資源を支えている人たちのネットワークと連携し、通年で学び、楽しめる観光へ、いわゆる点から線へと変化していくことが必要であろうかと考えております。そのため、連携の基礎を構築し、橋渡し役を担うことが行政の責務だと考えておるわけでございます。

さらに、行政がしなければならないこと、住民の皆さんにお願いすること、このことをはつきり区別して前に進まなければ、このことの変化はなし得ないと確信し、考えておるわけであります。芦屋町の財産を町民の皆さんに再認識していただき、芦屋町のすばらしい自然や歴史、文化を見詰め直してもらうことがボランティアの育成にもつながり、町全体が来訪者におもてなしの心を持つことを目指し、観光振興を図るべきと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

議会事務局長。

○事務局長 磨田 育生君

一段高いところにおりますので、座ったままで申し訳ございません。答弁させていただきます。

3番目の交際費についての議会交際費のホームページ公表についてでございますが、議員さんもご存じだと思いますが、各議員さんごと個人の広報活動については個人の権限で行われると思いますが、議会としての活動といたしましては、行政の首長制度と違いまして、私どもの議会というものは合議体でございます。議員さん方の過半数以上の意志決定がなければ、議会の意志決定とはなりません。

そのようなことから、ホームページへの公表についてはまだ議員さん方各位のコンセンサスが必要だと考えております。現在、議会運営委員会などで広報紙のあり方、また、一般質問の方法、委員会審査の方法等について、現在、議会改革について協議がされておられるところでございます。それで、皆様方の協議をその件につきましてもお願いをいたしまして、ご協力をいただくよ

うに考えております。

なお、現在におきましても、公開条例に基づいて資料請求等がございましたら、隨時いつでも公表をいたしておりますのが現状でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

この1点目の中のもっと検索しやすくという点についてお答えいたします。

確かに現状はホームページを開いても、常にトップページの中央の部分、町からのお知らせのところに掲載しておるわけではありません。いわゆる新着情報として入った場合には大体2週間程度はその場所におるんですけども、その後、当然いろんな公開すべき情報が入ってきますので、そのときには別のところに隠れてしまうというか、移ってしまいます。

そのために、まず、「こんなまち芦屋」から入ってもらって「役場の仕事紹介」、それから、「総務課」、「庶務係」、それから、やっと「町の交際費」、5つクリックしてもらわなければ、交際費までたどり着かないわけです。これは余談ですけれども、郡内の他の3町のホームページにおきましても、一発でトップページに掲載されるとというわけではなく、芦屋と同じように幾つかの段階を経て、そこにたどり着くわけです。

しかしながら、確かにわかりにくいというご指摘を受けておりますので、トップページの右側の上から4段目に「町の交際費」という欄を別途設けて公開するようにもう既に改めております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

交際費2点目のご質問の趣旨でございますが、このご質問の趣旨は昨年度の町交際費の53件のうち43件が「その他」という処理をしてあるということ、それから、定義を明記し、支出基準を明確にし、もっと透明性の高いものにすべきと思うがということで見解を問われておるわけでございますが、ご質問の趣旨は町交際費のいわゆる交際費の支出内容についての内容、支出はこれは何にしたかという、何に支出したものかということはこれは明確に公表しておると、何に使ったというのは明確に公表しております。

透明性ということの質問なんですが、これは透明性というよりも、ご質問、問題は支出区分、いわゆる科目でございますが、これが芦屋町は慶弔費以外すべて「その他」で処理しているということで、透明性がないのではないかというふうにちょっとこの紙面ではうかがえますが、問題

は支出区分を、例えば、会議だとか、そういう形にということで、それはご指摘のとおり、これは至らなかつたことであろうと思うわけでございます。この件については早急に支出区分、はつきり明記するように指示したいと思います。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

2回目の質問をいたします。

まず、防砂堤と飛砂対策についてですが、これはワークショップを含めて関連して2回目の質問をしたいと思いますが、ワークショップというのが、先ほど課長より説明がありましたけど、平成18年の12月から、厳密に言えば19年の3月まで1年3カ月、通算で2年ですけれども、6回ほど行われたと。一応一般への公募もあったということでは私も個人的に、ないしは団体の要請を受けたりして、そこに入ってきたております。もちろん、ほとんど参加してましたから、一番最後のときがちょうど行事が重なって、最後が行けなかつたんですが、それであつても最後の資料もいただいて、一応は見ております。

ただ、当初参加者はいろんな関係団体の方々や地域の方々が参加されて、たしか30数名の委員さんから——委員というか、参加者から始まつたんですが、途中から終盤にかけては10数人というかなり少ない中で、それでも検討委員会ということでは最終的に全体像を仕上げていこうという説明が途中でもちろんされてました。

しかし、当然中身に関してはそれぞれ個人の考え方とか、意見とかあって、いろいろ活発に意見交換はあつたんですが、ただ、私も自分の範囲にてそれぞれ絵をかいてはきたりしてたんですけども、これは個人的な意見のところで考えたのは、かなり2年間という期間は通算して入っていますけど、1年3カ月の中で6回、そして、最終的に5月1日号の広報紙には町民の方に白黒でありますけど、写真、絵を全体案ということで知らせてあります。

しかし、かなり飛砂対策とか、景観に配慮した住民が一緒に憩える場所というテーマではございますけど、かなりばたばたしてつくったという感じがします。

ただ、これが全くの決定された案ではなくて、また、これを具体的なものにしていくという次の取り組みが始まるんですが、先ほどの回答の中で4月と5月に会議をしたと、検討の協議をしたということではありますが、私が質問で聞きたかったのは具体的な町民との協働のなにかが今年の県の予算のところでないとか、そういうことで、具体的なところ、あるいは全体の流れの部分とかいうのは県とは協議されてるんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

県との調整は今後どのような形で具体化に向けて進めていくかということです。

したがって、予算がどうのこうのとかいうところまでは深く入っておりません。県の事業となると考えておりますので、県の事業について芦屋町としてどう考えるかということを調整しながら具体化にむけて進めていきたい。そしてなおかつ住民との協働の関係もございます。

したがって、例えば、植林とか植樹をするときには子どもたちに植えさせて将来自分の木がこんなに大きくなつたんだと、そういうソフト的なものも今後検討していく課題にはなつていこうかなというふうには考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

本当に財政的にもかなりたくさん、そして、時間もかかり、そこにかかる人たちの特に住民と協働のということではいき長く検討もされていかれることは思うんですが、ただ、私が先ほどとにかくたばたされてて、松を植えるということではいろんな教育的、あるいは住民のまちづくりの一環、いろんなメリットももちろん上げてはあるんですが、ただ、今、例えば、郊外地の芦屋の周辺の松の保全状況とかいうのをちょっと見たときに、ちょっと岩屋の方に目を少しやっていくと、岩屋にコンクリート護岸が、十二、三年前できたんですけども、あれが侵食防止と背後の保安林ですか、国の保安林、塩害防止とか、そういうことでつくられて、当時私もそれができた当初に行ったときは本当に小っちゃい松の木で、本当50センチぐらいの松の木が埋まってました。

私も久しぶりにちょっと最近あそこはどうなつてるだろうかと思って見に行ったんですけども、それが何とかなり長いコンクリートがされてて、12年たつてますから、自然のあれやら山から崩れた土がそのまま、大体落ちついでいるんですが、松の生育を見たときに十二、三年前に植えられた松は多分途中であろう、もう枯れてしまつて、その枯れたのがそのまま立ち枯れになつてゐるとは思えないんですけど、回収してもそのまま放置されてる部分があつた。

そして、当然堆砂がきというのがあるんですけども、小っちゃいのを植えるときには、そういうのも当時のままで木ですからそのまま土に戻すつもりで置いてあるのか知りませんけど、そういう残骸も放置されて、なおかつまた別に大きな丸太をクロスに編んだようなのがまたできてるんですが、そして、そのあとにまた小っちゃい苗が、ほんの今年か去年か植えられたのではないかというような物すごく小っちゃい苗が植えてある。

あれは国の管轄だろうとは思うんですけど、ああいうのを見たときに本当に日本全土を見てもそうですが、もっと自分たちの周辺のそういう植林、あるいは植樹、緑化、それに対する変更が先ではないかなと、私はそれを思って、本当に実現可能というよりも財政的な問題で、これまたどうなるのかなと、すぐにはできるものではない、具体的に堆砂がきなどしながら、年数をかけてつくっていくものだろうと思いますが、ちょっと個人的にかなりワークショップのやり方に関してはちょっと疑問が残ったということで、その分に関しては意見として残します。

それで、海浜公園内の堆積した砂の除去、先ほど来、63年の11月に当時の県知事さんとこちらの当時の町長さんの覚書なり、契約書、協議書なるものがあるということで、私もその資料請求をして、昨日それを目を通させていただいたようなわけですが、ただ、私がなぜここで質問をするかといいますと、先ほども担当課長が言われたみたいに周辺住民の方々のこうした特別、例えば、健康被害というのが仮にないにしても、この港湾建設から20年を超えて、この間にどんどんどんどん広大化していく中では背後地にたまる砂、もちろん飛砂による砂、あるいは空中を回って周辺住民、あるいはいろんな施設に及ぼす影響というのは当然年々年々ふえていくだろうと思ってるわけですよね。

そういう中で、県と協議してでも、芦屋町がワークショップによって飛砂対策はというのは、これはそれこそ何年先になるのかなというのもありますが、そういうことを今後検討していただくということはできないんでしょうか、こういうのを地元の住民の方からもちょっと要請を受けたというのもありますので、それで、結局63年の11月に取り交わしたのは当面県が処分をしましょう、いわゆる費用を出しましょう。

だけれども、平成14年ぐらいに15年経過したからということで、15年度から町がするようになった、その15年度からという県と町の覚書なり、契約の変更なり、そういうものは存在してるんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

産業観光課長。

○産業観光課長 内海 猛年君

現在、この点については若干港湾の分がちょっと問題があるものですから、あそこの兼ね合いで、別途契約は結んでおりません。結んでないということは、今の覚書なり契約が生きてるということをございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

そういうことを今ここでとやかく言つてもあれですが、これは後でまたいろいろと精査しようと思います。一応飛砂対策とワークショップ、あるいは防砂堤建設のことでは先ほど課長が、私が危惧している分については多分そういうことはあるだろうと、そして、前回川上議員が、いわゆるしゅんせつする必要があるのではなかろうかということに対する県にいろいろそのことは言ってあるということでした。

それで、私も1週間ぐらい前にちょっと県の方に行って、工事が終わったということでは少なくとも終わった時点で、今の状況を県が調査したり把握して、そういうものができるものかどうか、ちょっと担当の課長ではなかったんですけど、係長クラスのところに聞いてみたんですが、役所はしょっちゅう人がかかるということで、異動の関係で、余りそういうことが存在していないということもあって、やってないのかなということは考えました。

それで、21年間のしゅんせつ必要なしという、そういうのがどうかするとひとり歩きしてるというような、ワークショップのときに担当課長がかなり21年というのがひとり歩きしてるというふうに言われたのがちょっと私、今思い出してるんですけど、というのはワークショップで考える浜の植生、あるいは里浜づくりに関しては防砂堤の今後の状況がかなりかかわってくるのではないかなどということもあります。

それで、もう少しそういう意味では県に対して周辺の砂の堆積の状況、あるいは湾内の流入に関する調査などがされるように要請をしていただきたいということを要望いたします。

観光振興について2回目の質問をいたします。

最後の質問のところで、町長がどちらかというと私が最後にいただきたいような明回答をされたんですが、ただ、私もそういう内容に関しては活性化委員会あたりの出された答申、あるいはまちづくりビジョンの中にもそういうことは明記されてるし、総合振興計画のところでも、今までの課題がなかなかクリアされないまま同じ項目がずっと上がってきてるという、そういうことで、今回新しい町長さんになられたということで、私も期待してるところとして甚だ言いにくいくことですけれども、観光協会の存在意義というのを私、最近すごく感じるんです。

直接そこにいない者としてどうかという点もあろうかと思いますが、私の考えということで聞いていただきたいと思います。観光協会に関しては私もこの二、三年前から会員ではないんですが、担当委員会でもないんですが、観光まちづくりビジョンというのができてから、商工会、観光協会の総会の資料をずっと検証してるんですね。

そして、観光協会に関しては19年度が指定管理者制度も受けてますので、これは特に危惧したのは、本来観光協会は観光振興が名分だろうかと思いますが、指定管理者制度を導入することで果たして本来の観光振興の事業が十分やれるのかなという不安やらあって、ずっと検証はしててるんですが、例えば、観光協会、芦屋町から事業費補助、運営費補助、いわゆる事業補助と

いろいろなイベントに関する補助、そして、イベントやそれに係る補助、あるいは運営というのは多分人件費だろうと思いますが、それが一番最近、直近でも1,500万ほど補助金を出しているんですね。

そして、もともと観光協会というのは芦屋町の観光振興が使命ですから、そのために芦屋町が750万ぐらいずつどっちも補助金をやってされてる。

そして、先ほど町長が言われた観光ボランティアの育成だとか、職員の資質向上も含めて、そういうところもちゃんと事業費、あるいは運営費の中に明文化されてるんですよね、条例の中に。ですから、条例というのは観光協会に補助金を出すという利息といいますか、手当の中にそれがうたわれてます。

しかし、先ほど言いました観光協会あたりの総会の資料を少なくともこの3年ぐらい見ますと、職員の資質向上のための研修がここ数年ずっと、予算も1,000円か2,000円しか上げてなくて、それからずっと未執行になっている。

そして、事業費の方ではずっと懸案事項でありました観光ボランティアの育成事業、あるいは散策コース、いわゆる芦屋の観光コース、その策定、そして、まちづくりビジョンの推進、これも毎年1,000円、2,000円上がって、そして、これがここずっとこの3年ぐらい未執行で上がってきてるんですね。そういう状態を補助金を出してる芦屋町としては率直にどう思われますでしょうか、町長ちょっとご意見を聞かせてください。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今るるお話されたわけでございまして、観光協会のいわゆる活動について疑義というのはちょっとあれなんですけど、もう少し頑張っていただきたいというようなお話なんですね。

○議員 5番 岡 夏子君

まあそういう感じです。

○町長 波多野茂丸君

ご存じのように今現在、昔は知りません。今は議員言われたように指定管理者制度をさせていただいております。昔は観光協会がないときは町がやってたわけです。芦屋町役場ということで、しかし、これは民ができるることは民ということで、恐らく観光協会が設立されたわけでございますが、私は、先ほどお話した中でも、今まさに芦屋が変わらなければいけないという変革のときに來ると思うんですね。そうした中に行政が仕分けしなければいけない。行政はお手伝いする。

そして、結局住民の皆さん、いわゆる住民の皆さんが観光協会の組織をつくっていただいて、町をどうするか、どのようにやるかというのは、まさに観光協会の内部で役員さん、理事の委員

さん方が十分に協議していただく問題であろうかと思います。それは観光協会の大半の方が商工会の会員さんでございますので、観光イコール商業振興というふうにとらえなければならないと思うわけでございますが、今最近では委員会、役員会、理事会がひらかれて、今後のいわゆる観光協会の役目については十分審議をされておると、振興策について審議されておると私は伺つておるわけでございます。議員いろいろご心配いただいておるわけでございますが、きっとまちづくりに色々な形で出てこようかなと私は期待をしておる次第でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

先ほどの観光協会の内部の本当に関係するように聞こえたかもしれませんけれども、私が言いたかったのは町長として、もちろん補助金を支給してゐる団体のそういう本来、本当にそこがなかなか芦屋ができる、いわゆるボランティアの育成だと、いわゆる独自で何かをするという、そういうことに関しては、今おっしゃったみたいに会議が活発にと。

その部分では私も介入するつもりはございませんけれども、いろんなところの事業をあれしますと何といいますか、コーディネーターというか、よく観光大使だと、自治体でもそういう職員を育てるとか、いろんなやり方があるんですけども、そういうことで町長としてただ待つてゐるのではなくて、特に今回組織改革もされてるということでは前から言うように芦屋町は大きな産業がないということで、昔から観光立町、いわゆる観光を頂点としてきた歴史があるわけですし、もちろんいろんなあれにすがって見てたら何もできないし、今はソフト的なところでいろんなニーズが高まってる、その中で芦屋の先ほどからおっしゃってる本当に有意義な有効活用できる資源がいっぱい眠ってる、そういうことを掘り起こしするには、例えば、観光協会とか、商工会だけでは当然できないわけですし、そういう意味で行政がフォローできる部分というのも三者少なくとも連携して、その中にいろんな住民団体、あるいは各種団体が入ってくることだろうと思いますが、そういうことを本当一步踏み出すということでは、ぜひ芦屋町長である波多野町長にそこら辺を待つというよりも、ぜひリーダーシップを發揮していただきたいという要望にしておきます。

それで、最後の交際費についてですが、ちょっと文言がよくわかりにくいということで、その透明化ということに関しては、きょうの資料の中に書いてある、資料に出してある文書はなかなかわからないとは思うんですが、これはあくまでも4町の支出基準を全部細めてこういう表になったわけですが、透明化に関しても、この資料からははつきり言って見えません。

この資料では何が一番端的にわかるかといったら、いわゆる弔事費、初盆から下が芦屋町はす

つぱりないと、以下、水巻、岡垣、遠賀町はそれぞれあくまでもこれは基準ですけれども、ある程度支出基準を細分化してるとかいうのと細区分してるとかいうことの表です。

それで、具体的にちょっと申しますとあれですが、ちょっと二、三、細分化の具体的な内容ですが、ホームページでは当然個人名とかいうのももちろん入ってません。相手方に対する個人名は入ってませんが、これは先ほど議会の方からも言わましたが、情報公開請求したりすればすぐ出てくるわけですが、ただ、情報公開してもわからなかつた部分とかいうのがちょっとあったので、例えば、具体的にはちょっと1年間の中で、ちょっと二、三あったので、そういうのを例の特異化ということでちょっとお尋ねをさせていただきますが、昨年の9月に遠賀川流域のクリーンキャンペーン、これは私も参加したんですけども、これがクリーンキャンペーンの後の昼食代ということで2万300円が計上されてるんですね。

これがホームページで公表されてる部分だけ見ますと人数がないから、これは何人なのかなというのがまず気になったので、担当の方に情報公開請求して、それを調べようとしたんですが、これはもともと芦屋町に請求書が来たときに人数はそれに書かれてなかつた。これは透明性という以前にこういう事務処理は果たしてできるのかなと、いわゆる昼食代であつても、これが何人分なのかという、これは別にわざわざ今ここで回答いただくべきものではありません。これは例えで言っています。

それと、同じく9月に北九州市長と広域組合理事の懇談会として5,000円という支出項目があったので、これに関しては懇親会というのがあったんですが、これはご自分の分だろうか、これ食事代なのか、それとも夜にあったものかなということがちょっとわかりにくいで、ちょうど広域組合の理事ということでは3町の町長の交際費を見ればわかるということで、これに対して取り扱いはそれぞれ別々でしたが、そういうことがちょっとわかりにくかつた。これはほかの理事さんのあれを見ますと、これは会費ということで書いてあったから、私はそれを見て、ああ、これは会費制だったのかと、そこら辺が懇親会であつても、会費とされていればそういう疑問がちょっと払拭できたかなと。

それと、透明性というのは先ほど言いました、いわゆる支出区分が慶弔費じゃなくて弔事費のみということで、ほかのがどちらかというと町長の裁量権でされたというふうにとられても、これはおかしくないし、そういうふうに見られるということでは区分をもう少し広げて書かれた方が少しでも透明性があるかなという気がします。ちなみに、ほかの方のちょうど4町入れてますけれども、岡垣あたりでは2割弱で、水巻、遠賀町はその他という項目は1割もない状況です。

そういうことを精査、検証しながら、ぜひまた大幅な見直しを検討していただきたいということを要望して一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で岡議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

ただいまからしばらく休憩いたします。

なお、午後からの一般質問は13時15分から行います。

午後0時00分休憩

午後1時15分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を行います。

まず、4番、小田議員の一般質問を許します。小田議員。

○議員 4番 小田 武人君

4番、小田でございます。一般質問をいたします。

まず、1点目、町内の至るところに多く町有の遊休地が見受けられるわけでございますが、その中でも町において有効な活用策のない比較的小規模な土地については財源確保ということで売却が進められておるところでございます。そこで、少々規模の大きい土地について質問をいたしますが、件名1として町有遊休地の活用策についてお尋ねいたします。

また、要旨につきましては、第4次芦屋町総合振興計画の基本計画において、大君ごみ焼却場跡地等町有の遊休地について、有効な活用策の検討を行うとされておりますけれども、これの検討がされたのか、もしされておれば、その内容についてお尋ねをいたします。

続きまして、高齢化が進むことに伴いまして車いすの利用者の増加やあるいは高齢者の社会参加が非常に多い今日、公共施設のバリアフリー化、とりわけ道路などの安全整備が強く求められているわけでございますが、そこで、件名2として歩道の整備について、要旨につきましては、高齢化社会への対応策の一つとして、歩道のバリアフリー化、いわゆる歩車道接続部分の、いわゆるコーナー部分の段差をなくしてスロープ化することが、いわゆる補助金交付要綱やあるいは道路構造令等の法的な規制があるのかどうなのか、また、現場での施工上、これが可能なのかどうか、お尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。答弁につきましては簡潔にわかりやすい答弁をひとつよろしくお願ひしておきます。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

まず、最初の大君ごみ焼却場などの遊休地についてということで、これについては第4次芦屋町総合振興計画でも基本計画の中に上げております。施策の内容といたしましては、大君焼却場跡地など町有の遊休地について、住民ニーズ等を踏まえた有効活用の検討を行うと、このような施策を掲げております。大君焼却場跡地につきましては、平成15年に実施した大君ごみ焼却場跡地調査委託で、問題となる有害物質は検出はされておりません。

ただし、この地域は最終処分場跡地のため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用を受けるなど開発を具体化することについては慎重を要するものでございます。したがいまして、これら環境に配慮しつつ、どのようにしていくかについては、現在、部内で調査検討を行っておるところです。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

建設課長。

○建設課長 三友 伸一君

歩道の整備についてということですが、最近では、この辺では正門・船頭町線、この工事をやっております。歩道の整備につきましては、歩道の一般構造に関する基準、また、福岡県福祉のまちづくり条例から歩道につきましては、一般的に幅員が2メートル以上という対象になっております。

歩道を境界に設ける段差につきましては、歩車道境界に設ける段差として5センチをすることを原則とされております。それと横断歩道と歩車道境界の高さは2センチを標準とされております。この中で、最近やった工事の部分については一部7センチの箇所もありましたので、L型側溝のおさまりとか、排水の問題があって、そういうようなところが一部見受けられていましたので、こういうものについては手直しを考えております。

横断歩道等境界の高さは、先ほど申しました2センチを標準とされていますけれども、これは車いす使用者が少しでも上り下りがしやすいようなるべく低くと、かつ視覚障がい者がつえや足によって車道との境界を認識できるような高さをということで、この2センチが設定されているようでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 4番 小田 武人君

大君焼却場跡地の有効活用の検討することにつきましては、端的に申しまして有害物質はない

というお話をございました。

ただ、当初から焼却ごみ、生ごみ等が埋設されておりますので、その影響等についてまだまだほっておく必要があるということで、現在、町の方で利用方法について検討中であるというお話をございますが、この焼却場につきましては既に十分ご承知のことと思われども、焼却施設、それから、埋立施設を含めて約21万平米、非常に広い土地でございます。

これは平成元年4月に岡垣町の戸切にごみ焼却場施設が開設したことに伴いまして、平成2年の3月に一部跡地を購入して、現状が確保されております。それ以来、約18年間にわたりましてまさに遊休の状況のままでございます。この土地につきましては過去何度も何度も議論がなされておりますけれども、時の首長あたりの考え方をごぞいますと、現在に至っているのではないかなというふうには理解しておりますけれども、集中改革プランの中でもこの検討活用を行ったというような表現もなされておりますので、どのような検討をなされて、どういう活用策が見い出されたのかなどと、そこら辺との整合性もお尋ねしたかったということでございます。

いずれにしましても、検討中であるということでございますけれども、公共残土の捨て場として利用した区域と、それから、焼却施設があった区域と、現在、グラウンドとして使用されておる野球場、こういうところについては何ら焼却ごみ、生ごみの埋め立てがされたところではございません。

したがって、埋め立てあたりがされたところは総面積の大体4分の1くらいじゃなかろうかなと思います。そうであるならば、他の区域の利用方法、こういうものについての考え方お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

お答えになるかどうかと思いますけど、一応この件につきましては北九州市立大学の国際環境工学研究科の伊藤教授の方を訪ねていきまして、具体的にご享受を仰いだというのが最新のことでございます。教授におかれましては、汚染されたものが自然の中に返るものと汚染されたまま残留として残るもの、これは、いわゆる化学反応として処理されずにそのままの形で残るものもあるんだと。

だから、実際18年という経年があったにしても、それは土に返るものもあれば、そうやないものも一部にあることだという、この環境についてはなかなか厳しいことが想定されるんだというようなご享受を仰いでおります。

したがいまして、基本的には民間に売却するということを、もし考えられておるのであれば、多分民間は来ないでしょうというようなお返事もいただいておりまして、その後、研究調査を継

続しておるというのが現状でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 4番 小田 武人君

とりわけごみの埋め立てということでございますので、利用については限られてくるのではなかろうかなというふうには思います。

ただ、この土地につきましては、先ほども申しましたようにいろんな場面場面で、この土地の活用策についてはすごく議論されるわけですね。

ところが、何ら結論が出てこない状態が現在までの流れだろうと思います。

しかし、芦屋町のまちづくりの最上位計画であるマスタープランの中で、これを有効活用しますよと、その方向で検討しますよと、きっちつとうたわれておるわけですから、そのあたりを十分に念頭に置かれて早急に結論づけをいただきますようにお願いをしておきます。

そこで、この土地だけじゃなくて、柏原の老人クラブ連合会に貸し付けてある芋畠、これについては、幼稚園、保育園の芋掘りあたりも行事としてされておりますし、有効活用といえば有効活用ですけれども、より以上の活用策がないのかという気がいたします。

それから、夏井ヶ浜の岬、この土地も何らかの形での有効策はないのか、あるいは寄附を受けました旧釜風呂の跡地、それから、重国の旧火薬庫の跡地、山鹿貝塚の隣接の平地、それから、売却保留をいたしております江川台の3筆の土地等々いろんな遊休地がございますので、これらの土地の活用策について検討をされる必要があろうかと思いますが、行政の方でいろいろ活用策を検討するといいましても、限界があるんじゃないかなという気がいたしております。

したがいまして、民間による設計協議といいますか、コンペ方式、あるいはコンサルタントあたりの指導、助言をいただきながらこの活用策を検討するという方法が考えられないか、お尋ねをいたします。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

民間活力の導入につきましては、前向きに検討すべきものだと思います。民間が来ていただいて、その中で開発ができれば、それはそれでメリットはあるのであります。

民間活力を導入する場合に、その土地を売却するのか、それとも賃貸するのか、ないしは底地は芦屋町のままで、建設は民間にゆだねるのかとか、いろんなことを具体的に進める場合にまだまだ調査研究をしなければならない問題等々あろうかと思います。その辺を一つ一つクリアしな

がら具体化をしていくということになるんでしょうが、今のところ今言われた内容の中の土地についてのそういう具体的なものはございません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 4番 小田 武人君

非常に難しい問題だろうと思いますけれども、いずれにいたしましても、遊休地をそのままというわけにはいかないのではないかなと思います。いかに活用するかということが大事であろうと思います。

この件の最後に、町長にお尋ねをいたします。商業の活性化策の一環として船頭町に商業集積等のために平成9年に用地が取得され、既に11年が経過いたしております。この土地について駐車場の用地でございますけれども、昨年の9月議会において町長は軽微なテント村形式の「なんでも市づくり」や、あるいはまた今年3月の議会において、いわゆる高齢者が日常生活をする上においてより有効な活用策の企業進出であるならば、この土地の売却も視野に入れなければならないというような趣旨の答弁があつております。

このようなことも含めまして、この土地の活用策について、先ほど申しましたように行政の方から条件をつけるというようなことやなくて、全く用途指定のない無条件で民間の方々によるコンペ方式での活用策の検討が考えられないか、その点をお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

船頭町跡地駐車場の件のご質問でございますが、ちょっと長くなろうかと思いますが、この船頭町跡地駐車場の商業集積問題というのは、実は私も商工会の役員を長年やっておりまして、3回ほど計画がなされました。私は3回とも委員会に入つておったわけでございますが、これはその当時町が商工会の方に、いわゆる商業集積の計画、それを商工会さんに任せるという言葉がいいのかどうか、商工会さんで考えてくれということで言っておつたんですが、これがことごとく中座してできなかつたということで、これじゃどうしようもないということで、私が選挙の折、何とかあそこは中心地でありますので、スーパー等ができなければ、いわゆる市、魚、肉、野菜、いろんな形の市ができればなということで、「なんでも市」というような形をつくればいいなというふうに思つていきましたが、町長になりましていろいろいわゆる住民の声というのが、あそこ角のスーパーでカジヤさんが撤退をいたしましてから、住民の方からお買い物、いわゆるスーパー、何でもいいんですけど、お買い物ができる施設をつくっていただきたいという要望がもの

すごく来てたわけなんです。これは何とかしなくてはいけないということで、今現在行っているのは前提が、これは芦屋町有地でありますので、町が、いわゆる企画をしてそういうお買い物ができる施設を誘致する、これは決定しております。

その中で、あそこの土地が商業地域と住居地域というんですか、それに分かれておりますので、今住居地域を商業地域に、今用途変更の手続を行っております。物事何でも順序がありますので、一つ一つやっております。とにかく今いろんな施策をやらなくちゃいけないんですが、このことを今最優先で今やるようにということで、行政内部では作業を進めております。

今議員言われたように、じゃどういうような形にするかということにつきましてはいろんな構想はあります。例えば、プロポーザル方式にしようだとか、入札形式にしようだとか、コンペ方式ですか、いわゆるコンペ方式だとか、そういう形の中で、とにかく住民の方がとりあえず買い物ができる業者さん、スーパー的なところと申しますか、スーパーが来ればいいんでしょうけど、そういう条件をつけていただく方に土地を売却の方向で今作業を進めております。ちょっと時間がかかるかと思います。一つ一つ片づけていかなくてはいけませんので、最優先課題として取り組んでおるということをご報告させていただきます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 4番 小田 武人君

いずれにいたしましても、この土地につきましては周辺道路を含めて相当な額の投資がなされております。そこ辺は重々ご承知のことだと思いますけれども、いわゆる住民の方々、特に高齢者の方々が日常生活をするのに非常に今お困りであるというのは私どもも十分聞いておりますし、そのための用途であれば、非常に住民の皆さん方も喜ばれると思いますので、町長の方は売却もという話も先ほどちょっと出ましたけれども、取得の経緯がありますので、こちら辺は十分検討していただきたいと思います。

いずれにいたしましても、早く活用されるよう要望いたしまして、この件は終わります。

続きまして、歩道の整備の件についてお尋ねいたします。

道路構造令から見ると横断歩道のあるところについての縁石を通じてあるとかいうことでございます。

それから、排水のためのL型側溝との兼ね合いがあるということでございますけれども、具体的に先ほど課長の方も申し上げておられました。19年度工事として施工された町道の中ノ浜船頭町線の道路改良に伴いまして歩道の整備がされておりますけれども、それぞれのコーナー部分、歩車道といいますか、生活道路の接続部分におきまして、先ほども課長がおっしゃっておりまし

て、一番段差の高いところで7センチ5ミリ程度あります。大体6センチ、5センチ、平均的に3センチ弱の高さでございます。

これは、いわゆる歩道については住民の生活道路というのが非常に強いわけですね。そういう意味から見ても、あるいはまた高齢者や身体障がいの方々から見ても、非常に歩きにくい——歩きにくいちゅうたら語弊があるかもしれませんけれども、利用しにくい、安全に安心して利用できるような状況ではないんじやなかろうかなと思っております。

一方、中ノ浜の公民館の前、ここについては何年か前に施工されたわけですけれども、バリアフリー、いわゆるスロープ化されてるわけですね。不思議に思うのは同じ所管課の工事でありながら、こういう施工がなぜ行われるのかなということで、法改正などでこの法的な根拠はどうなのかというところに質問を持ってきたわけでございます。

この7センチ云々の数値につきましては、早速修復をしていただけるということでございますので、高齢者の方々、あるいは障がい者の方々にとりましては非常にありがたいことではないかなと思います。先ほど申しましたように中ノ浜の公民館前の状況と昨年施工されました歩道等の段差の違い、これは一体何なのか、そこら辺の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

建設課長。

○建設課長 三友 伸一君

歩道の形態につきましては二通りあります。これは隣接した家屋がある場合、なかなか歩道を切り下げされません。歩道を低くできません。今現在、例えば、新たに道路、隣接した家屋はない。また、今回NTTの前、中学校、中央公民館までの歩道についてはセミフラットということでございます。これは車道から大体5センチぐらい上がったところで、縁石がちょっと途切れるような形、これがセミフラットでございます。

隣接した家屋があつたり出入り口がいろいろあつた場合、マウンドアップといいますか、在来、昔ではマウンドアップがほとんどだったわけですけれども、そういうような家屋の出入り口があつたり、いろんなケースがあった場合は在来のマウンドアップのタイプにして、そして、先ほど申し上げました歩車道とのすり合わせ、これを縁石等で切り下げていく。その段差が横断歩道とかある場合については大体2センチ、その他は5センチというような規定があるわけです。ちょっと図面でお示しできないのがあれなんですけれども、歩道の形態としてつくり方が変わってきてています。

ただ、隣接した家屋がある場合はそれを切り下げるか、歩道を切り下げてまでできないなら、マウンドアップで、後はすり合わせというような形があるということでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 4番 小田 武人君

まちづくりの最重要計画に位置づけされておりますマスタープランの中でも、高齢化社会への対応策として道路等の段差解消により安全確保を図りますということもきちつとうたわれております。

また、18年3月に策定されております高齢者保健福祉計画、この中でも、高齢者が日常生活や社会活動を行うために道路等のバリアフリー化を推進しますと、いわゆる高齢者に配慮したまちづくりを進めますよというようなことを住民の皆さん方にきちつと約束されてるわけですね。

また、19年の3月に策定されております障がい者福祉計画の基礎資料の中でも、各種アンケートの中で、身体障がい者の皆様が外出時に特に不便に感じることと、これについては多くの皆様方が道路の段差と言われておるわけですね。だから、特に道路は人々が安心して安全に利用できる段差のない道であるべきだろうというふうに思います。

したがいまして、このようなことを念頭に置いていただきまして、特に高齢者の方や障がい者の方々に優しいまちづくりのためにも今後施工される歩道等の整備改良につきましては福祉に重点を置いて、ぜひ完全なバリアフリー化を推進されることを要望いたしまして、質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で小田議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

次に、6番、今井議員の一般質問を許します。今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

6番、今井です。財政計画についての質問をいたしたいと思います。

既に配付されている資料の中にはありますように、大型投資というのは10億円という枠を組んで芦屋町の財政を運営しているというふうに説明を受けておりますが、現在の10億円の進捗と今後の計画についてのご説明をお願いいたします。

これで第1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

では、お答えいたします。

私の方からは行革における大型事業の考え方等について説明をさせていただきたいと思っております。行革における大型事業につきましては、10カ年で10億円をこれに充てるということで、今行革は平成17年度を初年度としてこれまで改革を進めてまいりました。この大型事業における10億円は、17年度に目標として定めております。

したがいまして、事業初年度は17から26年度の10カ年、このようになります。次の18年度は17から27年度と1年ずれるということで、本年度につきましては20年度ですから、17年度から20年度の最終年度というのは、10年後は29年度ですから、17年から29年度の13年間というようなこういう仕組みにはなっておるわけでございます。この10億の考え方、あるいは方針は現在も変わってはおりませんが、この主な事業に係る一定の制限については、このようなこともございまして改めて検討する必要があるのではないかと、このように考えております。

さて、これらの大型事業に関するにつきましては、昨年も財政シミュレーションの中で示されておりますが、計画が具体化されていないなどのことで、金額が明らかになってないものがございます。このため、優先度の調整や今後当該大型事業に加えることになるものなどの検討が必要になります。大型事業につきましては、有利な補助金、有利な起債などにより、できるだけ一般財源を縮小して事業を進めていかなければなりません。

なお、今年度の行政改革の進捗などにつきましては当該大型事業を含めまして、19年度決算を踏まえた集中改革プランや財政計画を9月にはご提出することということで考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

答弁ありがとうございました。今の内容の中で一つだけ、10億円の枠を再検討すべきというご回答ですけども、10億円の目標は変更されるということですか、お答えください。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

お答えします。

基本的には10億円の考え方は変えるべきではないと、ただし、今申しましたように、じやどここまで17年度を初年度とした10年間、この10年間で10億という考え方をどうするのかということについては、もう一度見直す必要がある、なおかつどこかで何らかの制限を加えんといかんという考え方も持っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

確かに変動予想はあるでしょうけども、我々がいただいている、町民にも提出されている平成19年度から28年度の財政シミュレーション、その19年9月28日に示されてる財政シミュレーション、ここでは明確に10億円を大型の事業の財源として、27年度末基金残高において6億5,000万の減少となっているがということを、きちんと10億の枠はこの10年間は守るべきだと思うんです。その後からの変動予想についてはやるべきでしようけども、あくまでも私がここで言いたいのは10年間、去年出した資料についての10億円は守って、10億円の範囲内でやらない限りは財政はがたがたになると思いつますので、再度確認します。10年間は10億円を守るのか守らないのか、もう一度ご確認したいと思います。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

その考え方は変わりません、守るということです。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

はい、わかりました。じゃ10億円は10年間は変えないという枠が確認できましたので、最初の基本の質問からまず聞きたい。いろんなランニングコストが行われてると思いますけど、それと違って大型、いわゆるここで言う大型事業の10億円という基準は金額で幾ら以上のものをやるのか、また、何かほかの枠があるのか、ちょっと基本的な質問ですけども、ひとつそこを。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

具体的に何円以上というような形では決めておりません。

したがいまして、小さな金額のやつもあるのはあるわけですが、県との共同事業等、事業規模等も含めまして、大型というような考え方も含めて設置しておると。

それから、昨年度、財政シミュレーションに出しました内容の中で14項目あったと承知しておりますが、その内容だということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

14項目の大型事業についての一覧については私も持っておりますので、内容を見て、いわゆる大型事業ということですから、金額の縛りか何かがあるのかと思ったんですが、金額の縛りもないということで、いわゆるランニングコスト、一般経費に入らないという考え方で進めてよろしいんですね。

それでは、2番目に、この14項目の中以外、いわゆる特別会計、今検討されてる多分病院の改造だと思います。こういうもの大きな病院の改造についてはこの大型事業には含まず、別個でやられるんですか、どうでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 鶴原 光芳君

今議員がお示しされてる財政シミュレーションという部分につきましては、一般会計の部分とということでございますので、企業会計等は入っておらないということでございます。

ただ、特別会計等につきましては、当然のことながら一般会計の繰り出し等が発生するというようなことがございますので、そういうものはこのシミュレーションの中には反映されてるということです。病院事業については大型投資の経費には入らないということでございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

一般会計の中だけど、いわゆる特別会計の建物の改造とか何か、大型については一般会計の繰り出しの部分は、じゃこの中にもう既に反映されてると考えてよろしいですね。反映されてるということですね。はい。

じゃ次に、再確認します。この9月の28日の資料では10億円のうち大型事業14項目が今予測されておるが、既に6億5,400万は予定ないんですよと、残りは3億5,000万しか今後10年間ありませんよという資料だと思いますけれども、これで間違いないでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 鶴原 光芳君

昨年の9月にお示しした内容では、一応そういう説明がされております。

ただ、その後、その当時の金額というのは事業ベースといいますか、事業規模等を勘案してつ

くったものでございますけども、実際に入札行為等ございます。

それから、予定しておりませんでした交付金といいますか、産炭地関係の分が新たに特定財源として入ってくるというような状況の変化があつております。そういうことからしまして、当初6億5,000万ほど使いますよという説明をしましたが、今現在で精査したところでは約4億9,700万の一般財源の持ち出しという数字が出ております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

6億5,400万でなくて4億9,000万、約1億5,000万減ったということでしょうか、産炭地関係で使う費用等、私も近日の情報がわからなかつたので、それでは、今回、今議会に提出されております中で、庁舎改修に伴つてふえる分も含まれてるんですか、それは。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 鶴原 光芳君

今回補正で上げております庁舎周りの駐車場整備約7,000万弱ほどありますが、この分についても、先ほど言いました金額の中には含まれております。補正後の数字で申し上げております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

それでは、今回議会に提出されてる、いわゆる庁舎改修に伴う工事に対する増加分は含んでも4億9,700万からしか一般会計から持ち出しがないということが確認できました。

それでは、そのほか本議会に提出されております町民会館、公民館の設計費用が今回出されます。この設計費用は大型投資には入つてないとは思いますが、まずそこから確認します。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 鶴原 光芳君

昨年示した中には当然町民会館、中央公民館の設計費というのは入つておりません。考え方としては、今回やろうとしてるものにつきましては大型事業という認識はあります。今年の9月に示す財政シミュレーションの中でその辺を反映させてご報告申し上げたいなというふうに

思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

既に昨年提示された中の4項目めと14項目めに中央公民館、町民会館の改修事業は反映されではないけれども、今後大型事業としてはやらなければいけない内容ですよという項目だけは上がってる。

それでは、今回この議案が提出されるに当たっては大型が4億9,700万と今回答ですけども、それから、社会教育で行われる町民会館、中央公民館の改修工事含めて、設計費を含めて、一般会計持ち出しがどのくらいになると予測されて、今回の議案の提出になったのか、経緯をご説明ください。

○議長 横尾 武志君

社会教育課長。

○社会教育課長 本田 幸代君

中央公民館改修工事におきましては、過疎債を借り入れます。そして、償還分は一般財源ということになりますので、それが約1億2,000万ございます。町民会館につきましても、過疎債を借り入れます。その償還分がおよそ6,000万弱の予定でございます。

○議長 横尾 武志君

社会教育課長。

○社会教育課長 本田 幸代君

財源の説明をもう少しさせていただきます。

中央公民館におきましては過疎債とまちづくり交付金、防衛の補助を受ける予定でございます。町民会館につきましても、まちづくり交付金を受ける予定でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

そうすると本議会に入っておりますこの予測、今1億2,000万ということで6,000万という回答でしたから約1億8,000万、1億8,000万をこの4億9,000万に足しますと6億7,000万、6億7,000万が一般会計の今議会に対する内容が通れば、6億7,000万が一般会計からの持ち出しで、残りが3億3,000万の大型投資ということの確認でよろしいでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 鶴原 光芳君

今社会教育課長が申しましたのは、一応全体的に出します一般財源の金額を申しました。

ただ、これについては過疎債の償還ということですけども、この過疎債の償還につきましては年限がございます。

それで、9年償還なら9年かけて払いますよということになります。その辺の全体の数字でございます。先ほど来、今井議員言われますように27年度を一つの起点といいますか、そのときの基金残高のうちの半分、約10億を使いますよという考え方をすれば、今計画している大型事業で、27年度末までに使う一般財源というものは約5億7,400万を予定いたしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

すみません。もう一度聞きます。この5億7,400万はもう一度どういうことですか、もう一度すみません、もう一度。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 鶴原 光芳君

ちょっと説明が悪いです。要するに、起債の償還年限等の関係があります。それで、起債内容によっては、28年、29年、30年以降も償還があるということなんです。

ただ、27年度時点で締めた場合、要するに、当初、議会の方で説明しました10億の財源を大型投資に充てますよというところで言ったのは27年度でした。ですから、それまで一般財源を支出するといいますか、償還等を含めた金額が5億7,400万ぐらいになる予定ですということです。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

はい、わかりました。それでは、今予定されてる中では5億7,400万という数字で、これについては今年の8月ぐらいに再度シミュレーションをして出されるということがご説明もありました。過疎債の内容を再度、基本的な質問で申し訳ないんですが、先日私が聞いたときに100%充当ですよという、設計の費用は100%充当、過疎債から出ますよ、いわゆる係る費

用は全部過疎債で借りますよ、実際交付税で措置されるのはそのうちの70%だと思うんです。この30%を10年で我々が返していくから、その金額がこの大型財源の内訳の5億7,400万になると、ほかのものも足してという理解でよろしいですか、いいですね。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 鶴原 光芳君

どういう形の起債を借りるかにもよるんですけど、起債というのは、据置期間というものがございます。今こちらの方で考えておりますのは3年据え置きの9年償還ということでございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

それでは、5億7,000万、そうすると残り約4億3,000万、4億という数字できょうはお話をさせていただきたい。残り8年間ぐらい4億のお金で大型投資を賄っていかなければいけないという宿命にあるわけです。そのほかにも14項目、内容説明、資料を受けた中で14項目あるわけです。やってるのはそのうちの7つ、半分です。この辺については残りの4億で大型、どの辺まで片づけていけるか、また、新たに予測していないもので発生してるのでないかと思いますけど、その辺の新しく発生したもの、また、残りの7項目についてはどのようなお考えなのか、お聞かせ願えたらと。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

当初申しましたように毎年計画は見直ししていっておるわけですが、その中で、改めて優先順位等をつけながらやっていこうというふうに考えております。

なお、新たな課題と申しますか、その件については耐震改修に関する診断を行っておりますが、その中で数値が基準に満たしていないというのが数カ所、現にございます。これらが今後のいわゆる政策課題になってこようかというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

今課長の方から答弁ありましたように、確かにそれまではこの14項目で大型投資10億の中で賄えるかなというところがあったわけです。新たな課題というのは非常に大きな課題として今

国でも、今検討されてます。新耐震ということで調査をされて、その後、新耐震に合わないものについてはどうするかというのは、当然各自治体に大きく付加されてくる、この辺の内容については今後芦屋町の大きな課題だと思います。そういう意味で、今回14項目の投資についての、枠についての質問をしているわけです。

それで、この金額で十分今検討を見直さなきゃいけないということも言われてましたけれども、極力この10年間はこの10億円で賄わないと、これ以外の費用というのもどんどん値上がりしてると、コスト増となってるわけです。今年の3月には退職金が払えないから、退職金を借り入れしてるわけです。このような財政状況下ですから、あくまでも10億を守るという姿勢で今後進めるべきだと私は考えるんです。

そこで、一般的な考え方ですけども、多くの日本の自治体は今まで国からの補助金でいろいろ箱物をたくさんつくってきました。それによって、現在、芦屋町を含めてもそうかもしれません。最初は補助金でつくるんですけども、その後の建物というのは補助金はつきません。ということから、夕張を筆頭にいろんなところが財政破綻、いわゆるそれほど建物の維持管理、ランニングコストも含めて非常に困難になってきて財政破綻しているんです。

今回のこの議案の中でも、また箱物である中央公民館、町民会館を庁舎に加えて新たに改修して、自治体独自でこの費用を賄って、確かに過疎債という有利な財源はあるということですけど、これは10年前、20年前、各自治体が日本でみんな失敗してきたことなんです。あえてここに踏み込まれる、世の中と逆行してると私は思うんですけど、この辺についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

ちょっと今の質問が、ちょっと疑問を持つわけでございますが、新たにつくるということなんですが、これは新たにつくっておるわけでもない。本来ですと、財政基盤がよければ、35年、40年、町民会館というのは建った当初、遠賀郡内でも非常にすばらしいものであったというふうで近隣から言われておったんですが、依然としてああいう建物が少ないということであるわけでございます。中央公民館にしてもしかりなんです。

いわゆる時代がよかったときと申しますか、そのときに住民のいわゆる文化環境というか、文化協会の方が文化会館を建ててくれという声が圧倒的に多かった。少し基金をずっとためておった。競艇の売り上げが悪くなつて、これは文化会館の基金を取り崩さなければならないというようになつた。今回本庁舎のいわゆるアスベスト工事に関連しまして中央公民館に使うと、町民会館に使うという形の中で、これが過疎債が来年で切れます。これはラストチャンス、芦屋町のい

わゆる文化会館的な小ホールをつくるというのは、これはラストチャンスであるということで、関係各位に、いわゆる文化協会の関係者とヒアリングというか、協議をした結果、ぜひつくっていただきたい。

いわゆる可動式のいすをつくっていただきたいと、そういうふうなご要望、つくっていただきたいという強い要望がありましたので決断したわけであります。これで我慢していただきたいと、本来ですと前々から約束しておりました新しい文化会館を建てなくてはいけないんですが、補修という形で我慢していただきたいという形の中での町民会館の改修でございます。

それから、中央公民館につきましても、いわゆる住民の方のギャラリー、いわゆる趣味の延長というか、個人の方のギャラリーをつくってほしいという要望が以前から出ておりました。

それから、図書館も周りの4町に比べて非常に貧弱である。そして、2階でみんなが親しめるような図書館をつくっていただきたいという強い要望の中で、これも決してぜいたくなものではありません。水巻や遠賀町のように新しくつくったわけでも何でもないわけなんです。既存の建物を利用して、そして、結局過疎債という有利な起債を使って、最低限の町民のいわゆる要望にこたえておるわけでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

町長おっしゃられる内容については、私も確かに必要性、ニーズがあるということは十分私も理解している。そういうことを私は言ってるのではなく、ちょっと言葉的に説明不足だったとしても、いろいろ建物というのは、あるものについては整理統合していく中でランニングコストを抑えていくという部分もあるんですね。確かに過疎債という有利なものがある。今までの世の中みんなそうです。国がこの補助金つけるから、これをやりなさい、これをやりなさいって、結局その維持管理、ランニングコストに影響してきてるわけです。

だから、一つの側面は、今私が言ってる大型投資という枠の中できちんと管理をしていくべきだと、これは今の回答の中で、大きな課題として新耐震はあるけども、6億、5億7,000万なりにとどまると言いながら、非常にまだ課題があるということは私も認識していますし、今後それについては私も議員の一員として明確な人数、それから、必要性については考えなきやいけないと思っております。

ですから、余計に声を新たにしてここで言いたいのは、ある建物が、例えば、2つあるんだったら、それを一つにするというような考え方にもう既に立たないといけない時期じゃないでしょうかということをお伺いしたい。ニーズは十分わかりますよ。みんな必要ですということを言う

でしょう。図書館欲しいでしょう。例えば、大きく発想を転換して、図書館我慢してくださいよと、遠賀町にお金を出して、遠賀町の図書館を共同利用するようにしましょうよ、そして、コストを削減しましょうよというような新たな発想の方が今の町民には受けるんじやないかと思いますけれども、どうですか。

○町長　波多野茂丸君

それぞれのお考えだと思うんですが、議員ご存じのように芦屋町、隣の町から少し離れておりまして、そこに行くまでも、今高齢化になりまして、身近に手のとどくところに施設が欲しいというのが住民の要望であります。若い人が車とかを使って、いわゆるサンリーアイ、それから、遠賀の図書館、水巻の図書館、水巻のプールだとか、隣近所いい施設があるんですが、車持つて移動できる方はいいでしようけど、なかなかこういう時代になりますと、ぜいたくなものはできないんですけど、そそこのリニューアルで我慢していただきたいということで、これも住民の要望でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　横尾　武志君

今井議員。

○議員　6番　今井　保利君

いずれにしましても、きょうの、今まで話している大型投資については十分枠を守ってやらないと、一つ間違うと今出てますようにランニングコストの段階で非常に大変なことになる。財政計画の中で今言ってるランニングコスト、新しく町民会館、公民館、改造していく。ちょっとまだ資料を詳しくは見てませんけど、エレベーター、それから、山鹿の公民館等では空調をつけるとかいうことで、いろんなところでやっておられますけど、当然今お話が出てますようにランニングコスト的には非常に上がってくるんですね。これは、現在、非常に厳しい芦屋町の財政の中でのようにしてランニングコストを吸収できると判断されて、今回の議案につながったんでしょうか、ランニングコストの方の見方からご説明をお願いいたします。

○議長　横尾　武志君

財政課長。

○財政課長　鶴原　光芳君

今言われるように確かに施設等を維持していくのであれば、その辺のランニングコストかかると思います。今財政の方といたしまして考へてるのは、シミュレーションで示しておりますように、科目的には物件費あたりに当たるのかなというふうに思いますが、予算査定の中で全体枠を設けて、その中で調整を図っていきたいというふうには考えております。

○議長　横尾　武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

私は逆の考え方をしてるんですね。この議案を上げるときにはランニングコスト、このぐらい上昇するってわかつてて、これだと我々の一般会計うまく回るよという判断があったから、この議案に出してると思うんですよ。今後調整するという判断はちょっと腑に落ちないんですけど、経費が幾ら上昇するかわからずに議案出されたという判断でよろしいですね。

○議長 横尾 武志君

社会教育課長。

○社会教育課長 本田 幸代君

経費の追加については、企画、財政とも打ち合わせをやってる中で進めさせてもらっています。町民会館につきましては可動いすの保守委託とエレベーターの保守委託、これ2つ合わせまして115万程度と見ております。中央公民館の改修につきましては、図書館にエレベーターがつくということで、保守委託は46万ぐらい追加になります。それから、図書館の運営に関する経費については図書購入費とか、職員の体制とかがかなり予算的にかかわってくると思います。これにつきましては今後実施計画の中で、また少し詰めていきたいというふうに考えてます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

ランニングコストというのも現在、ご存じのようにオイル、石油が相当上がってる。ランニングコストというのはどんどん上がっていきますし、ほかのランニングコストについても、当然見直しをして、健全な財政を進めるんだと思いますので、今社会教育の課長からご説明がありましたけども、極力予測の範囲内で傾向ですから、正しい数値、どのくらい上がっていくのかというのは議会で提案をしていただかないとい、今回この議会で我々これをやるかやらないかの判断材料の一つと、大きなバックになってきます。ぜひこういうものの何かの改造、ランニングコストが上がるということであれば、事前に我々に明示するでしょうし、当然それを決裁する責任者及び提案する人たちは、その費用というのはきちんと提出をして、そして、決裁をして議案に上げてくるということを望みます。

それじゃ最後に、財政計画の大型についての10億ということが大きなポイントということで私きょう聞きましたけど、そのほか財政計画の中で大きなポイント、どこを管理していくのが一番重要なのか、例えば、私が思うのは、27年の基金残高15億4,500万という数字は、これは完全ターニングポイントで、重要だと思います。そのほか何か重要なものがあれば、ご説明を願います。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 鶴原 光芳君

答えになるかどうかわかりませんけど、要するに、27年度で昨年示したのが約15億ぐらいの基金を残しますよということで、これをいかにいつやしていくかということがまず1点大事だと思います。そのためにいかに一般財源を極力少なく出していかか、有利な補助金なり、起債なりを活用していくというのがまず1点。

それと、ここで一つ大きなのは、芦屋町の財政は競艇の売り上げに大変左右されるということだろうというふうに思っております。このシミュレーションでも示しておりますように25年度から4億とか4億5,000万とかいうような繰入金がありますよということでシミュレーションが成り立って、そして、27年度で15億ですよという数字を出しております。

ですから、その辺のところをボートの売り上げ、その辺をずっと注視していきたいと思います。
以上です。

○議員 6番 今井 保利君

最後といいましたけど、今の注文ということで、おかしいですけれど私のまとめとして、10億の大型投資をきちんと管理して、目標を枠の中におさめていくというのが財政の大きな芦屋町の課題ということが1つ出てきて、その後、基金の残高27年度は15億4,000万という数字が出てきます。これもきちんと管理していかなければいけない。むしろ今課長のご回答にありましたようにふやしていく努力をしていく。

ただ、懸案はボートの会計がどうなるのかなというのが一つ大きくありますよと、同時に最初に説明がありました新耐震の問題に関する今後の建設費がどうなるのかというのが大きくあるということでおろしいですね。

それじゃこれで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 横尾 武志君

以上で今井議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。あすも一般質問を行いますので、よろしくお願いします。

午後2時20分散会
